

総財地第79号
総財公第34号
総財務第131号
平成22年4月1日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務副大臣

平成22年度地方債同意等基準運用要綱等について

地方財政法（昭和23年法律第109号）及び地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）に基づき、平成22年度地方債同意等基準（平成22年総務省告示第133号）、平成22年度地方債計画（平成22年総務省告示第134号）及び平成22年度地方債充当率（平成22年総務省告示第135号）の公表を行ったので、通知します。

また、平成22年度の地方債についての協議又は許可の運用については、地方財政法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方財政法施行令、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）、地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）、平成22年度地方債同意等基準、平成22年度地方債計画及び平成22年度地方債充当率によるもののほか、別紙要綱に従って運用することとしましたので、御承知願います。

なお、「第三セクター等改革推進債の取扱いについて」（平成21年4月10日付け総財公第59号）、「地域活性化事業要綱について」（平成21年4月1日付け総行政第117号・総行情第49号・総行応第37号・総行地第37号・総財地第101号）、「地域活性化事業取扱要領について」（平成21年4月1日付け総行政第121号・総行情第50号・総行応第39号・総行地第39号・総財地第102号）、「防災対策事業について」（平成20年4月30日付け総財地第99号・消防消第61号）、「防災基盤整備事業取扱要領」（平成20年4月30日付け消防消第62号・消防救第84号・消防予第107号・消防災第129号・消防応第71号・消防情第68号・消防参第76号）及び「地方公営企業退職手当債取扱要領」（平成19年10月31日付け総財公第168号・総財企第130号・総財経第122号）は廃止します。

おって、貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いします。

(別紙)

平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱

第一 簡易協議等手続に関する事項

平成 22 年度における地方債の協議及び許可に関する手続を円滑に進めるため、平成 22 年度地方債同意等基準（平成 22 年総務省告示第 133 号。以下「同意等基準」という。）に基づき、平成 22 年度地方債計画（平成 22 年総務省告示第 134 号）で予定している地方債についての協議又は許可申請（以下「協議等」という。）における同意又は許可（以下「同意等」という。）を対象として、簡易協議等手続（同意等基準第二の三に定める簡易協議手続及び同意等基準第三及び第五の規定により簡易協議手続を準用して行う許可手続をいう。以下同じ。）を行うこととしている。

簡易協議等手続は、事業区分ごとに通知する同意等予定額の範囲内で行われる協議等については、原則として、協議等の内容に即し速やかに同意等を行う手続をいう。

簡易協議等手続の対象となる地方債の取扱いについては、同意等基準に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

一 一般的事項

- 1 地方債の同意等予定額については、原則として、同意等基準において簡易協議等手続が適用される事業区分に定める対象事業に係る「地方負担額」又は「起債対象事業費」に地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号。以下「地財令」という。）第 6 条第 4 項の規定に基づき定める平成 22 年度地方債充当率（平成 22 年総務省告示第 135 号）に掲げる充当率（一般公共事業等の充当率については、財源対策債分を合わせたもの）を乗じて得た額の範囲内の額とするものであること。

- (1) 「地方負担額」とは、地方公共団体が施行する国庫補助負担事業のうち一般公共事業、災害復旧事業、学校教育施設等整備事業（義務教育施設の整備事業に限る。）、一般廃棄物処理事業、下水道事業及びこれに相当する事業において地方債を財源とすることができる経費であって補助要綱等に基づき算出した国庫支出金の対象事業費又は国庫補助基本額から国庫支出金（翌年度に交付される補助率差額見込額を除く。）、法令等に基づき国庫支出金に伴って交付することを義務付けられた市町村に対する都道府県支出金及び他団体負担金その他の控除すべき財源（以下「国庫支出金等」という。）を控除した額、又は、国直轄事業負担金の額から他団体負担金その他の控除すべき財源を控除した額にそれぞれ事業の実施に直接必要な事務的経費を加えた額をいうものであること。
- (2) 「起債対象事業費」とは、地方単独事業及び上記以外の国の支出金等を受けて行う事業であって、地方債を財源とすることができる経費の額をいうものであること。なお、公共施設及び公用施設に付随する次のような経費も対象となるものであること。

イ 門、さく、へい、造園、修景その他これらに準ずるものの工事に要する経費

ロ 建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分の機能を有するものの購入費

ただし、原則として一品当たりの取得価格が 20 万円以上であって、かつ耐用年数が 5 年以上のものを対象とするものであること。

ハ 建設事業を実施するために直接必要であり、かつ、適正な範囲内の事務的経費（職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費等の物件費及び人件費をいう。）。

なお、当該事業が国庫支出金等を伴うものであるときは、事業費から、当該国庫支出金等を控除した額をいうものであること。

(3) 建設事業を実施するために直接必要な事務的経費については、次の範囲内のものは概ね適正な範囲内の事務費として取扱うものであること。なお、それ以上に必要な事務費がある場合には、実績等に応じ、それによることも差し支えないものであること。

イ 平成 22 年度に補助金の事務費が廃止された国土交通省及び農林水産省の補助事業の実施に直接必要な事務費

(イ) 新規事業（平成 22 年度に新規に補助金の交付決定通知を受けた事業）については全体事業費の 5.0%以内の額

(ロ) 継続事業（(イ)以外の事業）については廃止前の補助基準に定められていた計算方法により算出した事務費の範囲内の額

ロ イ以外の補助事業においては、補助基準に定める事務費の範囲内の事務費

ハ 単独事業

(イ) 設計監督費にあつては、設計監督を外部に委託する場合には、当該委託費の実所要額。外部に委託せずに設計監督を行う場合には、全体事業費の 2.75%以内の額

(ロ) 上記以外の事務費については全体事業費の 2.75%以内の額

(ハ) 水道事業、港湾整備事業、下水道事業にあつては、設計監督費とその他の事務費を合わせて全体事業費の 6.0%以内の額

(ニ) 交通事業、電気事業、地域開発事業及び有料道路事業・駐車場整備事業については適正必要額

(ホ) 災害復旧事業及び工業用水道事業については補助基準に定める事務費の範囲内の額

2 用地費等の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(1) 公営企業に係るものを除き、原則として、当該年度に施設の建設事業を行うもの及び用地の取得と併せて造成事業又は設計を行うもので次年度に施設建設が確実に行われる見込みのあるものについて、該当の事業債の対象とするものであること。また、用地の取得のみであっても国庫負担事業又は国庫補助事業の対象とされたものについては、該当の事業債の対象とするものであること。それ以外の公共用地の先行取得は、

公共用地先行取得等事業債の対象とするものであること。

- (2) 公営企業に係る用地の取得については、用地特別会計で取得するものを除き、事業の用に供することが確実に見込まれるものは、該当の事業債の対象とするものであること。
 - (3) 用地費には、別に定めのない限り、借地権、地上権等の設定等に要する経費、用地買収に伴う補償費、整地費、造成費（既に所有している用地に係るものを含む。）、用地の取得に当たって直接必要となる交渉費、測量費その他必要な諸経費も対象とするものであること。
 - (4) 既存施設の解体工事に要する経費については、原則として、既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号。以下「地財法」という。）第 5 条第 5 号の経費に該当するものと解されること。このため、簡易協議等手続においては、当該年度に新施設の建設事業を行うもの又は次年度に新施設の建設事業が確実に行われる見込みのあるものについて、新施設の建設事業と一体の事業として該当の事業債の対象とするものであること。
- 3 前年度以前に用地特別会計において公共用地先行取得等事業により取得した用地又は土地開発基金を活用して取得した用地を一般会計等が再取得する場合は、当該再取得の支出財源としてそれぞれの事業債を充てることができるものであること。
- また、市場公募債等で特に必要がある場合には、当該年度における他の用地先行取得事業への起債目的の変更、あるいは、公共用地先行取得等事業の額の範囲内における他の事業債への目的変更も可能であること。この場合においては、一般会計における新たな起債として、協議等を行うことが必要であること。
- 4 公営企業債の発行を予定している公営企業のうち、以下の事業については、事業開始後一定期間内において収支相償する事業であることが収支計画において確認できるものを対象とするものであること。
- (1) 赤字の事業（法適用企業にあつては累積欠損金を有し、又は資金不足額（地財法第 5 条の 4 第 3 項に規定する資金の不足額をいう。以下同じ。）を有する企業とし、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）にあつては資金不足額を有する企業とする。）
 - (2) 新規事業（新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。）
 - (3) 準建設改良費に充当する公営企業債を起こすこととしている事業
 - (4) 建設改良費等以外の経費に充当する公営企業債を起こすこととしている事業
- 5 公営企業の準建設改良費のうち「建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金」に係る公営企業債（以下「資本費平準化債」という。）の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(1) 供用開始後の施設に係る公営企業債のうち建設改良費の財源としたものの当該年度の元金償還金が減価償却費（法非適用企業にあつては、法適用企業となった場合の耐用年数等を勘案して算出する減価償却費相当額とする。以下同じ。）を著しく超え、かつ、経営上の収支に著しい影響が生じている場合における当該超える額を対象とするものであること。

(2) 法非適用企業の減価償却費については、次により算出した額とすること。

各事業に係る施設の公営企業債発行総額（注1）÷A（注2）×0.9

（注1）公営企業債発行総額は、一定期間（過去の各事業に係る施設の耐用年数の期間）に発行した公営企業債を合算したものとすること。

（注2）Aについては、各事業に係る施設の耐用年数とする。（港湾整備事業に係るふ頭用地にあつては、岸壁の耐用年数（50年）を用いることとする。また、下表に掲げる事業については、事業に係る施設の平均耐用年数等を勘案し、下表に定める期間とする。）

事業名	施設の耐用年数の期間
水道事業（簡易水道事業）	40年
交通事業（船舶運航事業）	25年
下水道事業	45年

(3) 資本費平準化債の資金については、原則として、民間等資金であること。

6 公営企業に対する出資金、負担金及び補助金の財源とするための地方債については、平成22年度地方財政計画に計上された公営企業繰出金のうち地方債を財源とするものを対象とするものであること。なお、地方財政計画に計上された公営企業繰出金の基本的な考え方については、別途通知する予定であること。

7 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人に対する出資金、貸付金及び補助金並びに公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金及び出資金に係るものについては、次に掲げる場合に該当するものが、同意等基準第二の一の二に該当するものであること。

(1) 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人に対するもの

イ 当該地方公共団体の出資割合が1/2以上である等、法人の設立・運営について当該団体が主導的な立場にあることが客観的に確認できるものであること。

ロ 当該法人が行う事業が、原則として地財令第37条に掲げる事業であり、採算性を有するものであること。

(2) 公営企業型地方独立行政法人に対するもの

当該法人の事業について、事業開始から一定期間内において収支相償することが明らかなるものであり、原則として、設立団体において特別会計を設置するものであること。

- 8 公営企業に附帯する事業とは、次のいずれかを満たすものであり、当該事業の採算性が確保されるものをいうものであること。
- (1) 本来の事業と事業の性格上密接な関係にあるものであること。
 - (2) 本来の事業に係る土地、施設等の資産や知識、技能を有効活用する関係にあるものであること。
 - (3) 本来の事業により生じる開発利益に着目し、これを本来の事業の健全な経営に資するため吸収する関係にあるものであること。
- 9 償還期限内において、借換えを予定する場合には、それまでの経過年数に応じて、借換え額を縮減する旨を明らかにしたものを原則として対象とすること。なお、借換えに際して満期一括償還方式と定時償還方式を借換え時に選択する予定である場合には、その旨を明らかにすること。
- 10 簡易協議等手続の対象とする地方債については、10 万円未満の端数を付けない取扱いとするものであること。ただし、一般補助施設整備等事業債のうちの特別転貸債分及び臨時財政対策債については、この限りではないこと。

二 一般会計債に関する事項

簡易協議等手続の対象となる事業区分別の各事業の取扱いについては、同意等基準及び第一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げるところによるものであること。

1 一般公共事業

- (1) 都道府県の地方負担額の一部を指定都市及び市町村に負担させている場合には、当該額を都道府県の地方負担額から控除し、指定都市及び市町村の地方負担額に加算した額をそれぞれの地方負担額とするものであること。
- (2) 国営及び都道府県営土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」（平成 3 年 5 月 31 日付け農林水産省構造改善局長通知）において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。
- (3) 一般公共事業の対象事業のうち、活力創出基盤整備総合交付金、水の安心・安全基盤整備総合交付金、市街地整備総合交付金、地域住宅支援総合交付金及び農山漁村地域整備交付金を受けて実施する事業（法令に国の補助負担割合が規定されているものを除く。）に係る地方負担額については、対象事業ごとに、従来为国庫補助負担割合に基づき算出した整備計画期間中の合計の地方負担額の範囲内の額を対象とするものであること。
- (4) 財源対策債分のうち調整を要するものについては、一般公共事業の充当残の範囲内で充当するものであること。
- (5) 平成 22 年度においては、厳しい経済状況を踏まえて地方債計画における公的資金計上総額を増額していることに鑑み、従前の取扱いを変更し、特例措置として、全ての地方公共団体に係る公的資金の額について、財政力指数（平成 19 年度から平成 21 年

度の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数をいう。以下同じ。)等による制限を設けないこととする。

また、この公的資金の取扱いについては、公営住宅建設事業、学校教育施設等整備事業及び社会福祉施設整備事業についても同様とするものであること。

2 公営住宅建設事業

国庫債務負担行為により当該年度に着工し、次年度以降に完成する公営住宅及び地域優良賃貸住宅の用地については、用地取得年度に一括して対象とすることができるものであること。

3 災害復旧事業

(1) 単独災害復旧事業等（地方公営企業等災害復旧事業を含む。）は、災害にかかった公共施設及び公用施設（原則として、地方公共団体が所有し、管理するものに限る。以下同じ。）を原形に復旧するものをいい、原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を建設すること、又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設を建設する場合も対象となるものであること。

(2) 災害復旧事業の地方負担額に関し、歳入欠かん等債については、災害による地方税等の減免で生じた財政収入の不足分に地方債を充てる場合には当該不足分の額を地方負担額とするものであること。

(3) 上記のほか、災害復旧事業の取扱いについては、次の点に留意されたいこと。

イ 単独災害復旧事業

(イ) 単独災害復旧事業の対象事業を例示すると、次のとおりであること。

a 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業

b 国庫補助制度があっても、補助災害復旧事業の対象となっていない施設の災害復旧事業

c 国庫補助制度のない施設（庁舎、各種試験場等の公用施設等）の災害復旧事業

d 災害応急復旧工事（本復旧に日時を要する場合に緊急に施工しなければならない道路、橋りょう等の仮設工事又は河川、海岸、用排水路等の仮締切等をいう。）

e 災害関連工事（災害復旧事業として採択された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであって、かつ、構造物の強化等を図る改良計画の一環として行われる工事をいう。）

f 維持上又は公益上特に必要と認められる河川、港湾又は漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事

g 維持上又は公益上特に必要と認められる天然の河岸又は海岸の決壊に係る災害復旧工事

h 災害復旧事業に伴って施設の移転建替えをやむを得ない理由により行う場合に

における旧施設の解体撤去工事

(ロ) 農地については対象とならないものであること。

ロ 地方公営企業等災害復旧事業

地方公営企業等災害復旧事業とは、地方債計画上の公営企業債に係る施設の災害復旧事業をいうものであること。

ハ 火災復旧事業

(イ) 火災復旧事業とは、失火等を原因とする火災により焼失した公用又は公共用施設に係る災害復旧事業をいうものであり、地震や大規模な事故等の災害や放火等災害に準ずる原因に基づく火災は、単独災害復旧事業の対象とするものであること。

(ロ) 火災復旧事業の対象事業費は、単独災害復旧事業と同様、施設の原型復旧に要する経費を対象とするものであり、応急復旧費及び備品購入費を含むものであること。

(ハ) 火災復旧事業、単独災害復旧事業における起債対象事業費の算定上、火災保険金は、控除財源として取扱う必要はないこと。

ニ 小災害債

小災害債の取扱いについては、「小災害復旧事業債事務取扱要綱」（平成 18 年 4 月 3 日付け総財地第 139 号）等に定めるところによるものであること。

4 教育・福祉施設等整備事業

対象事業が、施設整備事業（一般財源化分）の対象となるときは、事業費から当該施設整備事業（一般財源化分）の起債額を控除した額を起債対象事業費とするものであること。

(1) 学校教育施設等整備事業

イ 安全・安心な学校づくり交付金を受けて実施する事業の起債対象事業費は、当該交付金の対象事業費から、当該事業費に交付金要綱に定める交付率を乗じて得た額又は当該事業に充当した交付金の額のいずれか多い額を控除した額とするものであること。

ロ ランチルーム、クラブハウス、武道場、幼稚園、高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、社会体育施設等の整備事業については、本事業の対象となるものであること。

ハ 単独事業として行う義務教育施設（校舎、屋内運動場）に係る大規模改造事業については、原則として、建築後 15 年程度を経過した施設に係る改造事業で、1 校（特別支援学校については小中学部に係る部分）ごとの対象事業費が 2 千万円以上（小規模校、コンピュータ教室の改造等については 1 千万円以上、校内 LAN の整備については 4 百万円以上）のものをいうものであること。

ニ 地域防災計画上の避難所とされている学校教育施設等の耐震化に係る単独事業につ

いては、防災対策事業の対象とされているので留意されたいこと。

ホ 用地の取得造成事業には、学校用地として必要な面積を確保する上で、維持保全等の観点から当該学校用地と合わせて買収することが必要となるがけ地、よう壁等の取得事業も含まれるものであること。また、学校用地予定地内の道路、水路等の代替施設及び屋外運動場の土工施設の整備（舗装については砂塵又は土砂流出対策等のために行うものとする。）についても対象となるものであること。なお、取付道路について、公共施設への連絡道路として道路整備事業として行われる場合には、他の道路整備に関する事業債の対象とされているので留意されたいこと。

ヘ 義務教育施設に係る国庫負担事業、安全・安心な学校づくり交付金を受けて実施する事業（大規模改造事業を除く。）及び用地の取得造成事業の資金については、原則として財政融資資金であること。

なお、これらの事業で施設基準又は補助単価を上回った部分の事業（いわゆる継ぎ足し単独事業）及び安全・安心な学校づくり交付金を受けて実施する大規模改造事業の資金についても、財政融資資金を充てることができるものとする。

ト 公共施設等地上デジタル放送移行対策事業の取扱いについては、別途通知によられたいこと。

(2) 社会福祉施設整備事業

イ 心身障害者（児）総合施設とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく収容施設であって、収容者の適切な保護、医療、機能回復訓練、授産並びに生活指導等を行うための施設を総合的に整備するものをいうものであること。

ロ 公共的団体が整備する施設に対する補助金についても社会福祉施設整備事業で協議等を行うこと。

(3) 一般廃棄物処理事業

イ し尿処理施設整備事業

本事業の対象となるし尿処理施設とは、次の施設をいうものであること。

(イ) 一般し尿処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 8 条第 1 項に規定する施設であって、し尿に、生物学的又は理化学的な操作を加え、短期間に分解、又は分離処理して衛生的に無害化、安定化させる施設及び焼却式し尿処理施設（地域の特別な事情がある場合に限る。）であり、かつ、地方公共団体が設置管理するものをいうこと。

(ロ) 地域し尿処理施設とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又は廃棄物処理法に基づくし尿浄化槽であって、処理対象地域における水洗便所のし尿と家庭雑排水を併せて処理する施設であり、かつ、地方公共団体が設置管理するものをいうこと。

ロ ごみ処理施設整備事業

- (イ) 本事業の対象となるごみ処理施設とは、原則として、廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設及び埋立処分地施設をいうものであるが、地方公共団体の廃棄物処理計画上の必要等に応じ、廃棄物再生利用施設等の処理施設を含むものであること。なお、本事業の対象となる附属施設には、ごみ焼却発電等熱利用施設（主として自家消費を目的とする部分に限る。）が含まれるものであること。
- (ロ) 埋立処分地施設とは、原則として、廃棄物処理法第9条の3第1項の規定に基づき都道府県知事等に届出された最終処分場に係る施設が対象となるものであること。
- ハ 重点化等事業とは、以下に掲げる単独事業をいうものであること。
 - (イ) 平成3年度以前の着工工事
 - (ロ) 平成5年度以降に着工した事業のうち、補助事業に伴って行われる単独事業のうち平成3年度まで国庫補助対象設備であったもの（平成10年度以降に着工されたごみ焼却施設に係るものを除く。）
 - (ハ) 平成10年度以降に着工した事業のうち、事業全体を単独事業として実施するし尿処理施設、地域し尿処理施設、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の基幹的設備（平成9年度までの国庫補助対象設備をいう。）の改造事業であって総事業費が1億5千万円以上の事業
 - (ニ) 平成10年度以降に着工したごみ焼却施設の新設に係る事業のうち、事業全体を単独事業で実施する事業（ごみ処理広域化計画に基づいて実施するものに限る。）
- ニ 清掃運搬施設等整備事業
 - 清掃運搬施設等とは、し尿汲取車、ごみ運搬車、し尿運搬船、ごみ運搬船、残滓運搬車（船）並びに最終処分場で使用するブルドーザ及びコンパクタ等をいい、これらに係る電気自動車その他の低公害車も含まれるものであること。
- ホ 施設内の道路整備費については施設費の対象となるものであること。なお、取付道路について、公共施設への連絡道路として道路整備事業として行われる場合には、他の道路整備に関する事業債の対象となることに留意されたいこと。
- ヘ 廃棄物処理法第9条の3第1項の規定に基づく届出を要しない最終処分場に係るよう壁、排水処理施設等及び最終覆土（芝張）等の工事費についても、用地関係費として取り扱うものであること。
- ト 平成22年度においては、厳しい経済状況を踏まえて地方債計画における公的資金計上総額を増額していることに鑑み、従前の取扱いを変更し、特例措置として、全ての地方公共団体に係る公的資金の額について、財政力指数等による制限を設けないこととすること。
- (4) 一般補助施設整備等事業
 - イ 豪雪対策事業とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条に基づき指定された豪雪地帯の市町村が実施する豪雪地帯内を連絡する市町村道（橋梁

を含む。)、除雪機械等(車庫、運転者用仮眠施設等を含む。))及びその他関連防雪施設(道路構造令(昭和45年政令第320号)に規定する雪覆工、流雪溝、融雪施設(消雪パイプ、ロードヒーター等)、吹きだまり防止施設及びなだれ防止施設をいう。))の整備事業をいうものであること。また、豪雪対策事業については、財政融資資金を充てるものであること。

ロ 特別転貸債分に係る起債対象事業費は、同意等基準第二の二の1の(4)のニの(ロ)に掲げる事業ごとに、当該事業に係る総事業費に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める貸付割合を乗じて得た額とするものであること。また、特別転貸債の資金については、財政融資資金であること。

(イ) 指定都市高速道路の整備を行う道路公社にあつては、当該整備事業の総事業費の35%(総合有料道路事業に係るものについては、25%)

(ロ) コンテナ埠頭の整備を行うコンテナ埠頭公社等にあつては、当該整備事業の総事業費の40%(大規模外貿コンテナ埠頭の整備については、原則として埠頭使用料に応じて20%から40%までの間で別に定める率)

(ハ) フェリー埠頭の整備を行うフェリー埠頭公社にあつては、当該整備事業の総事業費の50%

(ニ) 外貿埠頭の整備を行う外貿埠頭公社等にあつては、当該整備事業の総事業費の40%(大規模外貿コンテナ埠頭の整備については、原則として、埠頭使用料に応じて20%から40%までの間で別に定める率)

(ホ) 特定国際コンテナ埠頭の整備を行う認定運営者にあつては、当該整備事業の総事業費の10%

(ヘ) 空港周辺整備事業を行う独立行政法人空港周辺整備機構にあつては、当該整備事業の必要額として別に定める方法により算定した額

(ト) 融資業務等を行う独立行政法人奄美群島振興開発基金にあつては、融資業務の必要として別に定める方法により算定した額

(5) 施設整備事業(一般財源化分)

施設整備事業(一般財源化分)は、平成17年度及び平成18年度に一般財源化された次の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業費を対象とするものであり、起債対象事業費はそれぞれに掲げる補助金又は負担金に係る廃止前の要綱等の例により算定した額とするものであること。

イ 公立学校施設整備補助金(不適合建物改築事業に係るものに限る。)

ロ 次世代育成支援対策施設整備交付金(公立保育所に係るものに限る。)

ハ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

ニ 社会福祉施設等施設整備補助金・負担金(市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。)

ホ 消防防災設備整備費補助金

5 一般単独事業

(1) 一般事業

イ 一般事業の対象事業は、平成 22 年度地方債充当率に掲げる該当の事業（国庫補助負担事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業を含む。）であること。

ロ 一般分については、以下のとおりとすること。

(イ) 拠点法等特別事業とは、次の事業をいうものであること。

a 地方公共団体が、総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）第 13 条第 2 項、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成 4 年法律第 15 号）第 16 条又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 18 条の規定に基づき行う出資、補助その他の助成

b 多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）第 18 条及び第 26 条に基づき、地方公共団体が、民間事業者に貸し付け、又は出資の目的とするために行う、基本構想に定める重点整備地区又は業務核都市において整備されるべき中核的施設等で公共施設以外のものの整備

(ロ) エネルギー・省エネルギー対策事業は、地方公営企業に属するものを除き、新エネルギー・省エネルギー対策のための太陽光発電、風力発電、ソーラーシステム等の設置事業であること。なお、建物整備事業と一体として行われるものについては、当該建物整備に係るそれぞれの事業において協議されたいこと。

(ハ) 半島振興道路整備事業とは、次の事業をいうものであること。

a 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 3 条第 1 項に規定する半島振興計画に基づいて、都道府県又は市町村が実施する道路整備事業

b 都道府県知事が、半島地域の振興を図るために、重要であると認められる半島循環道路及び一般国道等へのアクセス道路等で都道府県知事が指定する道路整備事業

(ニ) 石綿（アスベスト）対策事業の取扱いについては、以下のとおりとすること。

a 公共施設等の石綿の除去事業に係る対象事業

普通会計で実施する公共施設又は公用施設（庁舎を含む。）の石綿除去を主な目的とする事業（解体、改造、補修又は応急事業を含む。）及び社会福祉法人などの公共的団体又は地財令第 1 条に規定する法人が設置する公共施設に対する同種の事業に係る地方公共団体の負担又は助成に要する経費について対象とするものであること。

なお、石綿除去を主な目的とする事業については、当該事業に石綿の除去に付随する内容が含まれる場合においても、石綿除去に関連するものが事業費の多くを占め、当該事業の主な目的が石綿除去と考えられる場合には、当該改造事業に要する経費の全額を本事業の対象とするものであること。

b 石綿救済基金に対して拠出する経費に係る対象事業

石綿救済基金に対して、都道府県が拠出する経費について対象とするものであること。

(ホ) 中心市街地再活性化特別対策事業等の取扱いについては、別途通知によられたいこと。

(ハ) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 4 章に基づく市町村の消防の広域化に伴う消防署所の整備事業の取扱いについては、地方公共団体の組合（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合をいう。以下同じ。）で広域化を行った広域化対象市町村（消防組織法第 33 条第 2 項第 3 号の広域化対象市町村をいう。以下同じ。）の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村が広域消防運営計画（消防組織法第 34 条第 1 項の広域消防運営計画をいう。以下同じ。）を達成するために行う次の事業を対象とすること。

a 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画（消防組織法第 33 条第 1 項の推進計画をいう。以下同じ。）に定める広域化対象市町村の組合せに基づき平成 24 年度までに行われるものに限る。以下この項において同じ。）に伴い、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署若しくは出張所又は指令センター（以下「消防署所等」という。）の整備事業であって、当該広域化後 5 年度以内に完了する以下の事業

(a) 市町村の消防の広域化に伴い、動力消防ポンプ、はしご自動車、屈折はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、泡消火薬剤、消防艇、救急自動車、救助工作車、指揮車、特殊車等、非常用消防自動車等、非常用救急自動車及びNBC災害対応資機材（以下「動力消防ポンプ等」という。）を配置するために必要となる消防署所等の増改築

(b) 市町村の消防の広域化に伴う管轄区域の拡大又は管轄人口の増加に対応するために必要となる指令センターの増改築

(c) 市町村の消防の広域化に伴い統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

b 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに基づくものに限る。）に伴う消防庁舎の整備事業（上記 a に係る事業を除く。）

なお、a に掲げる事業のうち市町村の消防の広域化に伴い、新たに動力消防ポンプ等若しくは指令センターを配置することが必要となる場合に敷地や建物の構造上の制約から(a)若しくは(b)の消防署所等の増改築が困難なとき又は準市街地が新

たに市街地になる場合に広域化後の市街地に消防署所等を設置することが必要となる
るときにおいては、新築を対象とするものとする。ただし、市町村の消防の広
域化前における消防署所等の配置が消防力の整備指針を満たしていない広域化対象
市町村等において消防署所等を新築する場合には、市町村の消防の広域化に伴う消
防本部機能の統合等の効率化により生み出された人員によって現場活動要員を増強
して動力消防ポンプ等を配置するために必要となる場合に限ること。事業の実施に
あたっては、必要最小限の規模及び事業費とすることとし、消防本部（指令センタ
ーを除く。）、職員宿舎及び老朽化や耐震化等のための消防署所等の増改築並びに用
地の取得経費については、対象としないこと。

また、経過措置として、広域化重点支援消防に関する要綱（平成 13 年 12 月 11
日付け消防消第 212 号）に基づく消防広域化実施計画に基づいて消防の広域再編を
行う市町村が、広域再編に伴って行う消防庁舎の整備事業は、上記 b に係る事業と
同様の地方債措置を講じることとすること。

- (ト) 公共施設等地上デジタル放送移行対象事業の取扱いについては、別途通知によ
らねたいこと。
 - (チ) 第三セクター等改革推進債の取扱いについては、別紙 1 - 1 に掲げるところに
よるものであること。
 - (リ) 定住自立圏民間活力創出ファンド形成事業は、定住自立圏共生ビジョンを策定
した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した周辺市町村が、同ビ
ジョンに基づく取組の推進に資する事業を支援するために、公益法人等が民間事
業者等に融資、債務保証又は投資等をするための資金として出資又は貸付を行い、
原則として圏域全体で 1 つのファンドを形成する事業（地方単独事業に限る。）を
対象とすること。この場合において、中心市は、同ビジョンに当該ファンドを形
成する旨及びその目的や関係市町村の出資等の割合に係る基本的な考え方を明記
するものとする。
 - (ヌ) 住宅資金等貸付事業は、地方公共団体の条例等に基づく高齢者若しくは障害者
に対する住宅整備資金の貸付事業又は水洗便所改造等資金の貸付事業をいうもの
であること。
 - (ル) 復興特別事業の対象事業は、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14
号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域内において、活力
創出基盤整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。）を財
源として実施する事業と合わせて実施する地方費による道路の整備事業（街路の
整備事業を含む。）であること。
- ハ 河川等分の対象事業は、次に掲げる区分により地方公共団体が単独事業として行う
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設の整備事業
（同法第 100 条に規定する施設を含む。）、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条

に規定する砂防設備に関する工事、その他の治山治水事業、水質浄化事業及び下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 5 号に規定する都市下水路の整備事業を対象とするものであること。

なお、平成 22 年度において単独事業として実施する河川等整備事業費総額のうち地域活性化事業、旧市町村合併特例事業の対象事業は含まないものであること。

また、供用済土地の取得に係る経費は含まないものであること。

(イ) 通常事業分

起債対象事業費は、河川等事業における通常の事業量として算出した額。

なお、通常の事業量は、平成 21 年度の標準財政規模に、0.1%を乗じて得た額とするものであること。ただし、本事業の対象となる単独事業として実施する河川等整備事業費のうち前年度当該事業の決算額に占める一般財源の額（臨時事業分に投入した一般財源、地域活性化事業及び旧市町村合併特例事業のうち河川等整備事業に投入した一般財源、供用済土地の取得事業のうち河川等整備事業に投入した一般財源は含まないものであること。）及び通常の事業量部分に充当した起債額を通常の事業量とすることとして差し支えないこと。

(ロ) 臨時事業分

起債対象事業費は、河川等事業に係る事業費から(イ)の通常の事業量として算定した額を控除した額。

ニ 臨時高等学校改築等分の対象事業は、地方公共団体が単独事業として行う高等学校（特別支援学校の高等部並びに中等教育学校の後期課程を含む。）の老朽施設の改築事業（施設の移転による改築の事業を含むものとし、以下「老朽施設改築事業」という。）又は大規模改造事業であり、具体的には次のとおりであること。

(イ) 老朽施設改築事業の対象となる施設は、原則として、建築後 15 年程度（鉄筋コンクリート造の場合は 20 年程度）を経過した施設に係る改造事業で、1 校（特別支援学校については高等部に係る部分）ごとの対象事業費が 1 千万円以上のものをいうものであること。

(ロ) 大規模改造事業の対象となる施設は、原則として、建築後 15 年程度を経過した施設に係る改造事業で、1 校（特別支援学校については高等部に係る部分）ごとの対象事業費が 3 千万円以上（小規模校については、1 千万円以上）のものをいうものであること。

ホ 地域総合整備資金貸付分については、別に定めるところによる地方公共団体の民間事業活動等に対する貸付金に要する経費を対象とするものであること。

ヘ 一般事業の対象事業のうち庁舎に係る起債対象事業費については、他の公共施設の整備の状況、用地確保の状況、財源計画の確実な見通し及び事業の緊急度等を十分勘案するとともに、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」

(平成6年建設省告示第2379号)及び官庁営繕関係統一基準(平成15年3月20日官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定)及び別紙2を参考とされたいこと。

(2) 地域活性化事業

地域活性化事業の取扱いについては、別紙1-2に掲げるところによるものであること。

(3) 防災対策事業

防災対策事業の取扱いについては、別紙1-3に掲げるところによるものであること。

(4) 地方道路等整備事業

地方道路等整備事業の取扱いについては、別紙1-4に掲げるところによるものであること。

(5) 旧合併特例事業

旧合併特例事業については、従前の合併特例事業と同一の取扱いとするものであること。

(6) 都道府県及び指定都市が起債する一般単独事業債のうち、(1)のハ及びニ並びに(4)に係るものの資金については、原則として、民間等資金であること。

なお、これらの団体の公的資金の額については、個別の資金調達に関する事情にも配慮し、柔軟な対応を行うこととしているので、事前に協議されたいこと。

6 辺地及び過疎対策事業

(1) 辺地対策事業

イ 辺地対策事業については、地方債計画の計上額の範囲内において、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号。以下「辺地法」という。)第3条第1項の総合整備計画において整備しようとする公共的施設として定められた事業に係る市町村の起債予定額等に基づき、同意等予定額を定めるものであること。

ロ 辺地対策事業の対象事業については、辺地法第2条第2項及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和37年政令第301号)第2条等に定められているところであるが、その留意事項は、次のとおりであること。

(イ) 料金収入等により、元利償還費の相当部分を負担することが適当と認められるものは、対象とならないものであること。

(ロ) 地場産業の振興に資する施設、観光又はレクリエーションに関する施設及び農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設は、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設を対象とするものであること。

(ハ) 電気通信に関する施設とは、難視聴解消若しくは地上デジタル放送対応のため

の放送局に係る施設の整備事業、無線システム普及支援事業として行う移動通信無線局に係る施設整備事業、ブロードバンド・ゼロ地域解消事業として行う施設整備事業、その他の辺地の格差是正等のために必要な事業をいうものであり、例示すると次のとおりであること。

- a 有線放送電話業務及び有線ラジオ放送業務並びに有線テレビジョン放送に係る施設・設備（難視聴解消のための共同受信施設を含む。）
 - b 電波遮へい対策事業費等補助金を受けて実施する共聴施設（受信障害対策共聴施設を除く。）の新設又は改修に係る施設・設備、又は別に定めるところにより単独事業として実施する共聴施設の改修に係る施設・設備
 - c 難視聴解消のため、一般放送事業者、総務大臣若しくは都道府県知事の設立認可を受けた情報通信格差是正事業法人が設置する、又は電波遮へい対策事業費等補助金を受けて整備する放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 3 号に基づく放送局に係る施設・設備
 - d 電波遮へい対策事業費等補助金の交付を受け、又は別に定めるところにより単独事業として実施する電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 2 条第 5 号に基づく無線局のうち移動通信無線局に係る施設・設備
 - e 地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して超高速インターネットアクセスを可能とする加入者系光ファイバ網その他の高速・超高速インターネットアクセスを可能とする通信施設・設備、又は別に定めるところによりブロードバンド・ゼロ地域解消事業として電気通信事業者が設置する施設・設備
 - f 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づく端末設備及び電気通信設備並びにこれら設備の設置に係る施設・設備
 - g 電波法第 2 条第 3 号に基づく無線電話
- (ニ) 下水処理のための施設に係る起債対象事業費には、地域し尿処理施設の整備事業費、合併処理浄化槽の設置に係る市町村の補助金及び公共下水道幹線管渠等整備事業に係る市町村の負担金を含むものであること。
- (ホ) 診療施設とは、診療所、これに従事する医師等の職員宿舎及び診療の用に供するために必要な設備・備品等をいうものであること。

(2) 過疎対策事業

過疎対策事業については、別途通知によらねたいこと。

7 公共用地先行取得等事業

(1) 公共用地先行取得等事業の対象事業は、次に掲げる用地の取得事業であること。

- イ 将来、公共用若しくは公用に供する用地（直轄事業用地を含む。）又はその代替地として利用する計画に基づいて取得する用地（協議等年度以降 10 年度以内に事業の用に供するもの（他の事業債の対象となるものを除く。）に限る。）

ロ 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）等の規定に基づく買取請求、買取協議、先買権の行使、買取りの申出等により取得する用地

ハ 環境保全上、優れた価値を有するもので、条例等の規定に基づき保全すべき用地として指定された用地

(2) (1)のイの用地を公有水面の埋立造成で行う場合も、公共用地先行取得等事業の対象とするものであること。

(3) (1)のイの用地として、土地開発公社又は土地開発基金で取得した用地を取得する場合も含まれるが、地方公共団体の予算措置等の都合により当該年度又は前年度に土地開発公社等が取得した用地を取得する場合に対象とすることを原則とするものであること。

なお、これに該当しない場合であっても、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成 16 年 12 月 27 日付け総行地第 142 号・総財地第 266 号）及び「土地開発公社経営健全化対策について」（平成 20 年 2 月 6 日付け総行地第 12 号・総財地第 9 号）に基づき土地開発公社の健全化の一環として計画的に取得する場合には、対象とするものであること。

(4) (1)のイの場合には、用地特別会計において取得することを原則とするものであること。

(5) 本事業の対象事業費には、用地買収に伴う補償費、取得用地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費及び用地の取得に当たって直接必要とする交渉費又は測量費等が含まれるものであること。

(6) 整地費及び造成費については、取得する土地ががけ地等のため崩壊の危険がある等維持管理上取得年度に整地、造成の必要がある場合その他特に必要があると認められる場合は、対象事業費に含めることができるものであること。

8 行政改革推進債

(1) 同意等基準第二の二の 1 (8)に掲げる「行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額」の取扱いについては、次のとおりとすること。

イ 自主的に行政改革を推進し、住民等に公表して行う経常的経費の削減等、財政構造の健全化に資する取組みを対象とし、その効果が長期に及ぶものを基本とすることとし、その効果により見込まれる額に対して、それぞれの措置の効果が継続する年数（5 年を限度とする。）を乗じて得た額が同意等可能額となるものであること。

ロ 対象となる行政改革・財政健全化措置については、次のとおりとすること。

(イ) 使用料の見直しや超過課税の実施などの歳入確保に係る効果額及び各種補助金の廃止・縮小や事務事業の整理合理化などの歳出削減に係る効果額の対象とする

こと。

(ロ) 定員適正化による職員削減などの人件費に係る効果額は、退職手当債の償還財源となることから、原則として、行政改革推進債の効果額の対象とならないものであること。

(ハ) 人件費に係る効果額のうち、給与等の臨時削減、諸手当の廃止・縮小などに係る効果額は、必要に応じて、退職手当債の発行可能額等を勘案し、行政改革推進債の同意等可能額の対象とすることができるものであること。

(ニ) 平成 21 年度以前の行政改革・財政健全化措置の取組みについては、次のとおりとすること。

a 平成 21 年度以前に行政改革推進債（平成 20 年度においては行政改革等推進債（地域再生分を除く。））を発行した団体

発行年度の同意等可能額から実際の発行額を差し引いた残余分は、平成 22 年度の同意等可能額として加算できるものであること。

b 平成 21 年度以前に行政改革推進債を発行していない団体

平成 17 年度以降に実施した行政改革・財政健全化措置への取組みについても、その効果が行政改革推進債を発行する年度まで及んでいれば、同意等可能額の算出の際にカウントできるものであること。

(2) 地方債を充当する場合は、「行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができる見込まれる額」の範囲内で国庫補助事業及び地方単独事業に係る通常の地方債の充当残部分に対して充当すること。

9 調整

調整のうち国庫補助負担金の一般財源化及び自動車関係諸税の減税に伴う地方交付税の不交付団体における影響額については、当該団体の公共施設等の整備事業について、当該事業に係る該当の事業債の充当に加え、当該事業の起債対象事業費までの範囲内の額を対象とするものであること。

三 公営企業債に関する事項

簡易協議等手続の対象となる事業区分別の各事業の取扱いについては、同意等基準及び第一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げるところによるものであること。

1 水道事業

(1) 水道事業債については、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）上の事業認可に基づき、上水道事業分と簡易水道事業分を明確に区分するものであること。

また、簡易水道事業分については、特別会計を設置している飲料水供給施設の整備事業及び閉山炭鉱水道施設の整備事業も対象とするものであること。

(2) 水道事業出資債については、水道事業の建設改良費等に対する他会計から公営企業会計への出資金のうち、上水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資に要する経費として地方財政計画に計上された公営企業繰出金に相当する経

費の額を対象とするものであること。

(3) 簡易水道事業（簡易水道臨時措置分）に関しては、当該年度における他会計からの繰出しに代えて臨時的に水道事業債を発行しようとする場合に、当該繰出しに相当する額を対象とするものであること。

(4) 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後 15 年以内の給水区域における施設に係る利子であって次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×（0.6－日平均配水量÷現在配水能力）

(5) 準建設改良費のうち「資本費平準化債」については、総括原価主義に基づき適正な料金水準を設定している事業を対象とするものであること。

(6) 準建設改良費のうち「独立行政法人水資源機構割賦負担金の繰上償還のために要する経費」については、独立行政法人水資源機構が割賦負担金の繰上償還を認めた額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

(7) 「用途廃止施設の処分に要する経費」に係る地方債（水道施設等整理債）については次の事項に留意されたいこと。

イ 対象事業

将来にわたって活用する見込みがない水道事業用施設及び水利権（以下「水道施設等」という。）を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る事業又は法令等により早急に水道施設等の処分が必要な事業を対象とするものであること。

ロ 対象経費

用途廃止施設の処分に要する経費（国庫補助返還金、企業債繰上償還金、独立行政法人水資源機構負担金の精算に要する額及び解体撤去費等の合計額から資産売却代金等の収入を控除した額をいう。）を対象とするものであること。

ハ 償還期限

原則として 10 年以内とすること。（ただし、企業債の繰上償還金については、当該企業債の残存償還期間内とする。）

ニ 資金

民間等資金であること。

2 工業用水道事業

(1) 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後 15 年以内の施設に係る利子であって次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×（1－料金算定有収水量÷計画配水能力）

(2) 準建設改良費のうち「資本費平準化債」については、総括原価主義に基づき適正な

料金水準を設定している事業を対象とするものであること。ただし、補助事業については、料金算定要領に基づき料金算定している事業を対象とするものであること。

- (3) 準建設改良費のうち「独立行政法人水資源機構割賦負担金の繰上償還のために要する経費」については、独立行政法人水資源機構が割賦負担金の繰上償還を認めた額を対象とするものであること。

また、資金については、民間等資金であること。

- (4) 「用途廃止施設の処分に要する経費」に係る地方債（水道施設等整理債）については次の事項に留意されたいこと。

イ 対象事業

将来にわたって活用する見込みがない工業用水道事業用施設及び水利権（以下「工業用水道施設等」という。）を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る事業又は法令等により早急に工業用水道施設等の処分が必要な事業を対象とするものであること。

ロ 対象経費

用途廃止施設の処分に要する経費（国庫補助返還金、企業債繰上償還金、独立行政法人水資源機構負担金の精算に要する額及び解体撤去費等の合計額から資産売却代金等の収入を控除した額をいう。）ものであること。

ハ 償還期限

原則として 10 年以内とすること。（ただし、企業債の繰上償還金については、当該企業債の残存償還期間内とする。）

ニ 資金

民間等資金であること。

3 交通事業

- (1) 交通事業債については、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業における建設改良費等（都市モノレール事業及び新交通システム事業におけるインフラ部の建設費並びにニュータウン鉄道事業における開発者負担分等を除く。）を対象とするものであること。

- (2) 建設改良費等に対する他会計から公営企業会計への出資金については、交通事業の経営基盤の強化を図るための出資に要する経費として地方財政計画に計上された公営企業繰出金に相当する経費の額を対象とするものであること。また、他会計から公営企業会計への交通事業の資本費負担の軽減を図るための補助金については、国庫補助金を受けて行われる事業及びこれに準ずる事業について地方財政計画に計上された公営企業繰出金に相当する経費の額を対象とするものであること。なお、地下鉄事業経営健全化対策に基づく他会計から公営企業会計への出資金に要する経費に係る取扱いについては、別途通知によられたいこと。

- (3) 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利

用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、次の要件に該当する地下鉄事業に係るものであって、建設改良のための公営企業債に係る利子（当該年度において当該年度の前年度に比べ増加が見込まれる資金不足額（地財令第 19 条第 1 項第 2 号に規定する地方債の現在高を除く。以下この項において同じ。）の範囲内とし、建設中の施設に係る地方債の利子（以下「建設利息」という。）及び地下鉄事業特例債（地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号。以下「省令」という。）附則第 8 条に規定する経費に対する公営企業債をいう。以下同じ。）の対象となるものを除く。）を対象とするものであること。

イ 原則として前年度末において資金不足額があり、当該年度において当該年度の前年度に比べ資金不足額が増加すると見込まれること。

ロ 経営健全化のために必要な努力を行っていることと認められること。

ハ 資本費平準化債を充当してもなお資金不足額があること。

- (4) 公営企業に準ずる事業を行う法人の行う交通事業に対する地方公共団体が支出する出資金、補助金及び貸付金は、当該法人が行う軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業における建設改良費等（都市モノレール事業、新交通システム事業、ガイドウェイバスシステム事業及び臨港鉄道事業におけるインフラ部の建設費並びにニュータウン鉄道事業における開発者負担分等を除く。）を対象とするものであること。

なお、当該出資金、補助金及び貸付金の同意等予定額については、次のとおり取扱うこととされているので、留意されたいこと。

イ 出資金については、都市モノレール事業、新交通システム事業、ガイドウェイバスシステム事業、地下鉄事業（国庫補助事業として行う地下駅火災対策施設整備事業を除く。）、ニュータウン鉄道等事業、貨物線旅客線化事業、地方空港アクセス鉄道事業及び臨港鉄道事業の建設改良費の 20%（平成 9 年度以前に補助対象路線として選定されたニュータウン鉄道の路線については 10%）相当額（以下「標準出資額」という。）の範囲内とすること。

ロ 補助金については、当該建設改良費から標準出資額を除いた額のうち、国庫補助事業として行われる地下鉄事業にあつては 35%相当額、ニュータウン鉄道等事業にあつては 15%（平成 13 年度以前に補助対象路線として選定された路線及び空港アクセス鉄道事業については 18%）相当額、貨物線旅客線化事業にあつては 16.2%相当額の範囲内とすること。

ハ 上記のほか出資金及び補助金については、当該出資及び補助の対象とする事業の経営状況等を勘案し、対象とするものであること。

ニ 貸付金については、当該建設改良費から払込資本の総額、国庫補助金及び当該地方公共団体からの補助金を控除した額に、当該地方公共団体の出資の持分率を乗じて得た額の範囲内とすること。

また、第三セクターに対する出資金、補助金及び貸付金の資金については、民間

等資金であること。

- (5) 地下鉄事業特例債及び資本費負担緩和債（省令第 12 条第 3 号に規定する経費のうち地下鉄事業に係るものに対する公営企業債をいう。）の資金については、民間等資金であること。

4 電気事業・ガス事業

- (1) 電気事業については、次の事業を対象とするものであること。

イ 発電事業は、売電により独立採算の原則に基づく経営が行われる事業を対象とするものであること。

ロ 廃棄物発電事業については、発電及び売電施設に係る経費に年間計画総発電電力量（当該施設の年間可能発電電力量に稼働率を加味したもの）に占める年間計画売電電力量の割合を乗じて得た額を対象とするものであること。

ハ ごみ固形燃料発電事業に対する他会計出資金は、ごみ固形燃料発電事業に要する経費のうち、ごみ固形燃料発電に係るエネルギーの有効活用を図るとともに環境問題に資するために国庫補助金を受けて行われる事業及びこれに準ずる事業について、地方財政計画に計上された公営企業繰出金に相当する経費の額を対象とするものであること。

- (2) 資本費平準化債は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 22 条第 1 項に基づき料金の届出を行う事業であって、その料金に卸供給料金算定規則（平成 11 年通商産業省令第 107 号）第 5 条第 2 項第 2 号ロに基づく額が含まれている場合は、対象としないものであること。

- (3) ガス事業の起債対象事業費には、「熱量変更に伴うガス器具交換等に要する経費」を含むものであること。

- (4) ガス事業に対する他会計出資金は、ガス事業に要する経費のうち、ねずみ鑄鉄管等の経年管対策に要する経費として地方財政計画に計上された公営企業繰出金に相当する経費の額を対象とするものであること。

5 港湾整備事業

港湾整備事業においては、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に掲げる施設の敷地であって、公共事業及び売却の対象とならないものを「ふ頭用地」として対象とするものであること。

6 病院事業・介護サービス事業

- (1) 病院事業

イ 病院事業の対象となる「病院」とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院を、「診療所」とは、同条第 2 項に規定する診療所を、「その他の医療施設」とは、成人病検査センター、精神保健福祉センター、助産所等をいうものであること。

ロ 病院事業は、一般会計により経理されている病院、診療所等（以下「一般行政病院

等」という。)の建設改良費等及び一般行政病院等の医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等も対象とするものであること。

ハ 建設改良費等には、建設改良費等に対する他会計繰入金の繰入れに相当する額で、他会計繰入金繰り入れられるまでの間の資金手当に要する額を含むものであること。

ニ 病院事業に対する他会計出資金は、病院事業に要する経費のうち、公立病院の再編等に要する経費として地方財政計画に計上された公営企業繰出金に相当する経費の額を対象とするものであること。

ホ 病院事業の「建物の建築単価」は、建物の建築工事費（附帯施設、外構等に係るものを含む）に、設計監督費及び事務費の合算額（建築延べ面積に 30 万円を乗じて得た額の 5.5%を上回る部分に限る）を加算したものを建築延べ面積で除して得た額とするものであること。

ただし、「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成 21 年 4 月 1 日総経 70 号）に該当する事業の建築工事費は、建物の建築工事費に含まないものであること。

ヘ 不採算地区病院、へき地医療拠点病院、救急告示病院、小児医療又は小児救急医療提供体制の整備費等を対象とした病院事業債に係る資金については、公的資金を優先的に充当するものとする。

なお、医療又は看護のために必要な機械器具の整備費を対象とした病院事業債に係る公的資金について、都道府県、指定都市、一部事務組合（都道府県又は指定都市の加入するもの）及び広域連合（都道府県又は指定都市の加入するもの）にあっては充当しないものであること。

また、市町村にあっては原則として起債額の 50%以下とするものであること。ただし、実際の充当に当たっては、個別の資金調達に関する事情にも配慮し、柔軟な対応を行うこととしているので、事前に協議されたいこと。

(2) 介護サービス施設整備事業

本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

7 市場事業・と畜場事業

市場事業の対象事業には、市場に併設するとと畜場（と畜場に係る施設であって、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 4 条第 1 項により都道府県知事の許可を受けたものをいう。）であって、市場と同一の特別会計で経理されているものを含むものであること。

8 地域開発事業

(1) 臨海土地造成事業の対象事業は、工業用地等の造成を目的とする臨海部における土地造成事業等であること。

(2) 内陸工業用地等造成事業の対象事業は、工業用地等の造成を目的とする内陸部にお

ける土地造成事業等であること。

(3) 流通業務団地造成事業の対象事業は、流通業務団地の造成を目的とする土地造成事業等であること。

(4) 都市開発事業の対象事業は、次に掲げるものであること。

イ 土地区画整理事業

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業で宅地造成を目的とするもの（国庫補助対象事業に係る分を除く。）等

ロ 市街地再開発事業

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）に基づいて認可を受けた住宅街区整備事業を含む。）等で建築物及び建築敷地の整備を目的とするもの

(5) 住宅用地造成事業の対象事業は、土地区画整理事業によらない住宅用地造成事業等であり、公営住宅用地の造成をその一部に含む場合であっても事業の実態からみて一体として施行することが合理的であると認められるものを含むものであること。

(6) 地域開発事業の対象事業には、法令の適用関係の変更、既成の造成地等における用途変更等の実施により造成地等の積極的な処分の推進を図ることを目的とした新たな事業による既成造成地等の取得事業を含むものであること。

(7) 準建設改良費のうち「資産のうちいまだ売却されていないものに係る地方債の利子」及び「建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金」は、当該地方債を充てた地区の現存する資産の価額から当該地区に係る既発債の今後の元利償還金等の総額（当該年度発行を予定している地方債の発行後見込まれる利子を含む。）を控除した額を対象とするものであること。

(8) 関連公共事業等の遅延により事業開始の年度から 30 年を超える事業については、遅延の理由及び今後の事業計画を明らかにして協議等されたいこと。

(9) 地域開発事業の資金については、民間等資金であること。

9 下水道事業

(1) 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 47 条第 2 項に規定する交付金、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成 17 年法律第 79 号）第 7 条第 2 項に規定する交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 19 条第 2 項に規定する交付金を充てて行う施設の整備事業の起債対象事業費は、交付金対象事業費から、その 2 分の 1 を控除した額の範囲内とするものであること。

(2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定により公共下水道の設置を都道府県が行う場合において、同条第 8 項の規定により都道府県の地方負担額又は起債対象事業費の一部を市町村に負担させている場合には、当該一

部の額を都道府県の地方負担額又は起債対象事業費から控除し、市町村の地方負担額又は起債対象事業費とするものであること。

- (3) 流域下水道について、都道府県の地方負担額又は起債対象事業費の一部を指定都市又は市町村に負担させている場合には、当該一部の額を都道府県の地方負担額又は起債対象事業費から控除し、指定都市又は市町村の地方負担額又は起債対象事業費とするものであること。
- (4) 流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係る下水道事業債の一部（下水道法第2条第4号イによる流域下水道については、補助事業にあつては地方負担額のうち40%に相当する額、単独事業にあつては起債対象事業費のうち10%の額、小規模集合排水処理施設整備事業及び個別排水処理施設整備事業の臨時措置分については、起債対象事業費のうち30%の額に相当する部分）については、当該年度における一般会計からの繰出しに代えて、下水道事業債（臨時措置分）の対象とするものであること。
- (5) 平成17年度までに発行を許可された公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く）に係る下水道事業債の当該年度の元利償還金の7割の額から、当該元利償還金に対し、当該事業の整備手法に応じた次に掲げる割合を乗じて得た額を差し引いた額については、下水道事業債（特別措置分）の対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

イ 合流式下水道 6割

ロ 分流式下水道 次に掲げる処理区域内人口密度（人/ha）に応じた割合

- | | |
|------------------|-----|
| (イ) 25 未満 | 7 割 |
| (ロ) 25 以上 50 未満 | 6 割 |
| (ハ) 50 以上 75 未満 | 5 割 |
| (ニ) 75 以上 100 未満 | 4 割 |
| (ホ) 100 以上 | 3 割 |

- (6) 公共下水道のうち、開発者が負担して実施すべき新市街地に係る下水道の単独事業、受益者が負担して実施すべき特定公共下水道の単独事業、利用者が負担すべき各戸排水管の敷設事業は対象としないものであること。
- (7) 準建設改良費のうち「建設中の施設に係る地方債の元金償還金」及び建設利息並びに「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」の額は、汚水処理施設に係るもの（流域下水道における建設費負担分を含む。）の額であること。

この場合における「汚水処理施設」の取扱いについては、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日自治準企第153号）によらるたいこと。

- (8) 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後（法適用事業に

については建設仮勘定から本勘定へ振り替え後。以下同じ。) 15 年以内又は下水道法第 4 条第 1 項による直近の事業計画の変更認可後 15 年以内(流域下水道については供用開始後 5 年以内又は下水道法第 25 条の 3 第 4 項による直近の事業計画の変更認可後 5 年以内)の処理区における施設に係る利子(流域下水道における建設費負担分に係る利子償還金を含む。)であって、次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×(1-日平均汚水流入量÷現在汚水流入能力)

※上記の算式は処理区(処理分区を含む。)ごとに算定すること。

- (9) 平成 22 年度においては、厳しい経済状況を踏まえて地方債計画における公的資金計上総額を増額していることに鑑み、従前の取扱いを変更し、特例措置として、全ての地方公共団体に係る公的資金の額について、財政力指数等による制限を設けないこととする。

10 観光その他事業

- (1) 有料道路事業は、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)等に基づく有料道路を対象とするものであること。

- (2) 駐車場整備事業とは、一般公共の用に供される路上駐車場以外の有料駐車場を対象とするものであること。対象事業には、自動二輪車、自転車等の置場を併設し一体として運営するものを含むものであること。

- (3) 観光施設等事業の対象事業を例示すると、次のとおりであること。

観光施設、温泉施設、動物園、索道、墓園、ケーブルテレビ、産業廃棄物処理施設等の整備事業、公営競技に係る施設の整備事業等

- (4) 観光施設等事業の対象事業には、廃棄物処理法第 15 条の 5 第 1 項の規定により環境大臣の指定を受けた廃棄物処理センターに対して地方公共団体が行う出資金又は補助金を含むものであること。

- (5) 公営競技に係る地方債の具体的な取扱いについては、別途通知によらるたいこと。

四 公営企業借換債

借換債の対象となる既往の企業債は、旧公営企業金融公庫資金をもって起こした同意等基準において定める対象事業に係る企業債(ただし、地下鉄事業特例債を除く。)のうち、借換時において、当該企業債に係る最終償還日までの期間が 1 年超のものであること。

五 臨時財政対策債

臨時財政対策債の同意等予定額は、地財法第 33 条の 5 の 2 第 1 項の規定に基づき算定した額とするものであること。

なお、臨時財政対策債の資金については、市町村に対して原則としてその全額に公的資金を配分すること。都道府県及び指定都市に対しては、その一部に公的資金を配分すること。そのうち、個別地方公共団体への財政融資資金の配分額は、原則として、地財法第 5 条

各号に該当する経費から特定財源を控除した額又は起債額のいずれか少ない額（以下「当該額」という。）とする。なお、平成 22 年度においては、厳しい経済状況を踏まえて地方債計画における公的資金計上総額を増額していることに鑑み、従前の取扱いを変更し、特例措置として、原則として、全ての地方公共団体に対して、当該額の範囲内で財政融資資金を配分することとするものであること。また、都道府県及び指定都市に対して配分する公的資金は、原則として財政融資資金とすること。

六 退職手当債

退職手当債の取扱いについては、別紙 1－5 に掲げるところによるものであること。

七 減収補てん債

1 減収補てん債

(1) 発行可能額

地財法第 5 条ただし書の規定により発行する「減収補てん債」の発行可能額は、都道府県にあっては道府県民税法人税割及び利子割、法人事業税並びに地方法人特別譲与税の、市町村にあっては市町村民税法人税割及び利子割交付金のそれぞれ標準税収入額から税収見込額を控除して算出した減収額（利子割交付金にあっては、基準財政収入額の算定に用いられた当該年度に係る推計基準税額を 0.75 で除して得た額から交付見込額を控除して算出した減収額。以下同じ。）の合算額の範囲内とすること。

(2) 充当対象

充当は、地財法第 5 条ただし書に定める事業のうち、普通会計に係る事業について行うこととし、当該事業の実施事業費を基準として、通常の起債を充当した残余又は通常の起債を充当していない事業の一般財源相当部分に充てるものとする。

2 減収補てん債（特例分）

(1) 地財法第 33 条の 5 の 3 に基づく特例

地財法第 33 条の 5 の 3 に基づく減収補てん債（特例分）の対象は、地財法第 5 条ただし書の規定によって地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源不足を生ずると認められる場合に、その不足額を生ずると認められる額として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内とすること。

(2) 発行可能額

「減収補てん債（特例分）」の発行可能額は、省令附則第 1 条の 2 に基づき算出した額を対象とすること。

具体的には、イからロを控除した額とすること。

イ 都道府県にあっては道府県民税法人税割及び利子割、法人事業税並びに地方法人特別譲与税の、市町村にあっては市町村民税法人税割及び利子割交付金のそれぞれ標準税収入額から税収見込額を控除して算出した減収額の合算額

ロ 地財法第 5 条ただし書により発行される「減収補てん債」（上記 1）のうち、都道府県にあっては道府県民税法人税割及び利子割、法人事業税並びに地方法人特別譲

与税、市町村にあつては市町村民税法人税割及び利子割交付金に係るものの額

- 3 同意等予定額は、各地方公共団体から提出のあつた減収見込額に基づき決定するものであるが、実際の起債は、確定した減収額の範囲内で行うことができるものであり、減収額の把握については特に留意すること。
- 4 協議等に当たつての事業区分は、「減収補てん債」及び「減収補てん債（特例分）」に区分することとしているので留意すること。

第二 早期協議等に関する事項

一 早期協議等の趣旨

市場における地方債資金の調達をより一層充実しつつ、市場公募債等の年間平準発行を促進する観点等から、簡易協議等手続において同意等の額が確定するまでの間において発行を予定している当該年度分の同意等を要する市場公募債等について、早期協議等の手続を設けるものであること。

二 早期協議等の対象

1 早期協議等の対象

早期協議等の対象は、原則として、平成 22 年度の協議等に係る地方債であつて、簡易協議等手続において同意等額が確定するまでの間において発行を予定している市場公募債であること。

2 早期協議等の対象となる地方債を財源とする事業

早期協議等において協議等を行う地方債を財源とする事業については、一般公共事業債等当該年度における事業執行等が確実と見込まれる事業等の財源（当該年度の同意等予定額において確実に対象となると見込まれる額に限る。）とし、当該事業等の簡易協議等手続の対象となる範囲内で、協議等が行われた場合において同意等を行う予定であること。

また、事業ごとの充当に変更がある場合には、簡易協議等手続を行う際に、通知された同意等予定額の範囲内で、変更を行うことができるものであること。

三 早期協議等のスケジュール

早期協議等については、平成 22 年度において最初に発行を予定している市場公募債等（平成 22 年度分の同意等を要するものに限る。）の条件決定予定日の 3 週間前までに協議等を行うものとする。

これに基づき、条件決定予定日までに同意等を行うものとする。

四 留意事項

- 1 地方債の発行に関し、地財法第 5 条の 3 の規定により協議を要する地方公共団体又は公営企業であるか、地財法第 5 条の 4 に基づく許可を要する地方公共団体又は公営企業であるかを判断する前年度の実質赤字、実質公債費比率（前 3 年度の決算額により算出）、前年度の資金不足等については、前年度決算未提出期間においては、総務大臣が調査して定める決算見込額に基づき算定することとされていること。

従って、決算未提出期間において協議等を行う場合には、これらの数値の見込額及びその根拠を提出する必要があること。

- 2 1のとおり、決算未提出期間において発行する地方債の協議と許可の区分については、見込額に基づき行うことができることとされているが、これらは協議と許可の区分を決定する重要な数値であることから、特に必要性が高い場合に限定することが地財法の趣旨であり、年間平準発行等のため特に必要性が高いと考えられる場合についても、精度の高い慎重な見込みを行うことが必要であると考えられること。

また、決算の対象となる支出又は収入に係る行為が行われている出納整理期間中における地方債の発行については、できる限り、平成 21 年度において同意等を受けた地方債又は協議等を要しない借換債の発行で対処することとされたいこと。

第三 財政再生団体等の許可手続に関する事項

財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）の地方債の取扱いについては、同意等基準に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

一 一般的事項

「第一 簡易協議等手続に関する事項」は、特に制限する必要があるものを除き、同意等基準第四の一の 1 により財政再生団体等の起債の許可手続を行う場合において準用する。

二 財政再生団体等許可手続のスケジュール

平成 22 年度に財政再生団体等となった地方公共団体は、原則として、2 月までの間で総務大臣が定める日までに許可申請を行うこととする。

第四 その他の留意事項

一 地方債の発行対象経費

- 1 地方債は、地財法第 5 条各号その他の法令の規定により地方債を財源とすることができる経費（以下「適債経費」という。）に限り発行することができるものであり、総務大臣等の同意を得ないで発行する地方債についても、起債の対象が適債経費であることが前提となるものであること。
- 2 地方公共団体が民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の実施方針を定めて同法に基づき実施する事業のうち、当該施設の所有権が当該地方公共団体に移転するものに係る施設整備費について、地方公共団体が同法第 2 条第 5 項に定める選定事業者に対して財政的支出を行う場合については、地財法第 5 条第 5 号の経費に該当するものであること。

二 不要協議債・不要許可債

- 1 地財令第 10 条第 1 号に規定する繰上償還及び省令第 1 条第 8 号に規定する繰上償還は、買入消却を含むものであること。
- 2 省令第 1 条第 4 号は、同意等に当たって、償還年限の範囲内において借換えを行うことを予定して協議等を行い、当該同意等に当たって予定された借換えを行う場合は、協議

等を不要とするものであること。

従って、協議等（平成 17 年度以前における許可を含む。）において、実質的に民間等資金として同意等を得ている場合には、借換えに当たって、市場公募債から銀行等引受債へ、銀行等引受債から市場公募債へと借り換える場合においても協議等は不要となるものであること。また、協議等に当たって、償還方式について特定していない場合における定時償還方式から満期一括償還方式への借換えについても協議等は不要となるものであること。

三 公共施設の転用

地方公共団体が公共施設を転用する場合において、転用後の事業が適債経費である限り、地財法上、繰上償還を行うべき事由には該当するものではないが、その場合でも、当該施設に係る地方債について起債の目的（協議に当たっての事業区分。以下同じ。）が変更となる場合は協議等が必要であること。但し、当該施設に係る国庫支出金の返還が不要な場合は、当初の起債の目的に変更はなく、協議等が不要であること。

四 許可制度への移行に関する早期是正措置等の基準の適用

1 実質公債費比率関係

(1) 地財令第 10 条第 1 号に規定する繰上償還は、実質公債費比率に算入しない地方債の元利償還金を定めているものであることから、実質公債費比率の算定が年度単位で行われるものであることから、当該地方債の償還期限の属する年度の前年度以前に償還するものに限り対象となるものであること。

(2) 省令第 5 条に規定する「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した繰入金」の額は、収益的収支及び資本的収支に対する一般会計繰入金の額のうち、収益的収支に計上された企業債利息及び資本的収支に計上された企業債償還金のほか、収益的収支における減価償却費及び純利益の一部が資本的収支における企業債償還金の財源として充当されることを考慮して、実質的に公営企業債の償還の財源に充てたと認められる額を算定するものであり、平成 22 年度地方財政計画に計上された公営企業繰出金の基本的な考え方に基づいて定める調査方法により、算定するものであること。

2 公営企業の資金不足等関係

(1) 地財法第 5 条の 4 第 3 項の規定に基づき地方債の発行等に関して許可を要する公営企業かどうかの判断は、地財法第 6 条及び地方公営企業法第 17 条の規定に基づき設置することとされている特別会計を単位として行われるものであること。

(2) 地財令第 19 条第 1 項の規定により、建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高も資金不足等を含むものとされていること。

五 国の予算等貸付金債

(1) 国の予算等貸付金債の対象事業は、次に掲げるものであること。

イ 中小企業高度化資金貸付金（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律

- 第 147 号) 第 15 条第 1 項第 3 号の規定に基づく貸付金)
- ロ 小規模企業者等設備導入資金貸付金 (小規模企業者等設備導入資金助成法 (昭和 31 年法律第 115 号) 第 3 条の規定に基づく貸付金)
- ハ 土地区画整理組合等貸付金 (都市開発資金の貸付けに関する法律 (昭和 41 年法律第 20 号) 第 1 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく貸付金)
- ニ 母子寡婦福祉資金貸付金 (母子及び寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 第 37 条及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 37 年法律第 150 号) 第 20 条の規定に基づく貸付金)
- ホ 災害援護資金貸付金 (災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和 48 年法律第 82 号) 第 12 条の規定に基づく貸付金)
- ヘ 都市開発資金貸付金 (都市開発資金の貸付けに関する法律第 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく貸付金)
- ト 市街地再開発組合等貸付金 (都市開発資金の貸付けに関する法律第 1 条第 3 項の規定に基づく貸付金)
- チ 有料道路 (駐車場を含む。) 整備資金貸付金 (道路整備特別措置法第 20 条の規定に基づく貸付金)
- リ 埠頭整備等資金貸付金 (港湾法第 55 条の 7、第 55 条の 8 及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律 (昭和 56 年法律第 28 号) 第 6 条の規定に基づく貸付金)
- ヌ 公害防止資金貸付金 (株式会社日本政策投資銀行法 (平成 19 年法律第 85 号) 第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく貸付金)
- ル 農業災害補償資金貸付金 (農業災害補償法 (昭和 22 年法律第 185 号) 第 142 条の 8 第 1 項第 1 号及び独立行政法人農林漁業信用基金法 (平成 14 年法律第 128 号) 第 12 条第 2 項の規定に基づく貸付金)
- ヲ 木材産業等高度化推進資金貸付金 (林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭和 54 年法律第 51 号) 第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づく貸付金)
- ワ 沿道整備資金貸付金 (幹線道路の沿道の整備に関する法律 (昭和 55 年法律第 34 号) 第 11 条の規定に基づく貸付金)
- カ 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金 (沖縄振興開発金融公庫法 (昭和 47 年法律第 31 号) 第 19 条の規定に基づく貸付金)
- ヨ 農業改良資金貸付金 (農業改良資金助成法 (昭和 31 年法律第 102 号) 第 3 条の規定に基づく貸付金)
- タ 農地保有合理化促進対策資金貸付金 (農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号) 第 34 条の規定に基づく貸付金)
- レ 就農支援資金貸付金 (青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 (平成 7 年法律第 2 号) 第 19 条の規定に基づく貸付金)

- ソ 日本政策金融公庫資金貸付金（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 11 条の規定に基づく貸付金のうち、地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）附則第 7 条第 1 項により地方公共団体金融機構が貸付業務を行うことができる貸付金）
 - ツ 連続立体交差資金貸付金（踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）第 9 条の規定に基づく貸付金）
 - ネ 地方道路整備臨時貸付金（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 33 年法律第 34 号）第 3 条の規定に基づく貸付金）
 - ナ 都市環境維持・改善事業資金貸付金（都市開発資金の貸付けに関する法律第 1 条第 6 項の規定に基づく貸付金）
 - ラ 地域商店街活性化高度化資金貸付金（独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 12 号の規定に基づく貸付金）
- (2) 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続と同スケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。

【別紙 1 - 1】

一般事業（第三セクター等改革推進債）

1 第三セクター等改革推進債の発行に当たっては、以下に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 公営企業の廃止（地財法第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号）に関する留意事項

イ 公営企業の廃止とは、当該地方公共団体、地方公共団体の組合又は地方開発事業団が当該公営企業に係る事業を行わないこととして、当該公営企業に係る設置条例（法非適用企業にあっては特別会計設置条例）を改廃し、当該公営企業に係る特別会計を廃止することをいうものであること。

ロ 公営企業の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第 2 条の 3 各号に規定する経費の額の合算額から当該公営企業の資産の処分による収入をもって充てることができる見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、公営企業の廃止の際得られると見込まれるものを計上するものであるが、後年度において更に資産の処分による収入が得られた場合にあっては、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金への積立て等の適切な措置を講じること。

ハ 当該公営企業に係る施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費については、当該公営企業に係る事業を行うために締結していた契約等に基づき当該施設又は設備の撤去に伴い負担する義務がある負担金等の支払に要する経費を含むものであること。

(2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止（地財法第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 3 号）に関する留意事項

イ 土地開発公社及び地方道路公社が行う業務の一部の廃止については、当該公社の定款の変更により明らかにされるもので、原則として以下に掲げるものを対象とすること。

(イ) 地方道路公社

有料道路のうち、当該路線に係る料金収入をもって当該路線に係る維持管理費及び借入金利息を賄えない不採算路線の廃止（無料開放）

(ロ) 土地開発公社

土地の再取得又は売却等の処分により、当該業務に係る借入金が確実に返済されると見込まれるもの以外のすべての業務の廃止

ロ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第 2 条の 5 各号に規定する経費の額の合算額から当該公社の解散又は業務の一部廃止の際公社の資産の処分による収入をもって充てることができる見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止の際得られると見込まれるものを計上するものであるが、後年度において更に

資産の処分による収入が得られた場合にあっては、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金への積立て等の適切な措置を講じること。

ハ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に伴い、当該地方公共団体が、当該年度の歳出として貸し付けた貸付金であって、その償還金が当該年度の歳入予算に計上されている短期貸付金に係る債務を免除する場合、当該免除に伴う歳入不足を補てんするため、第三セクター等改革推進債を充てることができるものであること（損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（地財法第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 4 号）に伴い、短期貸付金が当該年度内に償還されないこととなった場合においても同様に扱うこととする。）。この場合、業務の一部の廃止にあっては、当該廃止される業務に係る短期貸付金が対象となるものであること。

(3) 損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（地財法第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 4 号）に関する留意事項

イ 地財法第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 4 号に規定する経費に係る発行可能額の算定に関しては、地方公共団体が締結している損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある額を対象としているものであること。

ロ 地方公共団体が、平成 21 年度以降に損失補償を行っている法人等の損失補償の額を増額し、又は貸付金の増額を行った場合には、当該増額された部分については、原則として、第三セクター等改革推進債の発行を認めないものであること（土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止（地財法第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 3 号）に際して、保証又は損失補償の額を増額し、又は貸付金の増額を行った場合にも、同様に扱うこととする。）。

ハ 地財法第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 4 号に規定する破産手続その他の総務省令で定める手続として省令附則第 2 条の 7 第 1 項各号に掲げる手続が規定されているが、同項第 3 号に掲げる手続による場合には次の事項に留意する必要があること。

(イ) 省令附則第 2 条の 7 第 1 項第 3 号ロに規定する処分価格とは、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 144 条第 2 項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）第 69 条第 2 項に規定する処分価格と同様の意義であること。

(ロ) 省令附則第 2 条の 7 第 2 項に規定する債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者は、私的整理に関するガイドライン、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）第 2 条第 26 項に基づく手続き（以下「特定認証紛争解決手続」という。）のそれぞれの準則において確認を行うこととされている者と同様の者であり、法人の清算又は事業の再生の実務に係る知識経験を有する弁護士、公認会計士等が該当するものであること。

(ハ) 省令附則第 2 条の 7 第 3 項第 2 号に規定する債務者が破産手続又は特別清算手続に

よらないで清算する公益上の必要があるときとは、例えば、当該債務者の資産の公益的機能を踏まえ、当該債務者の解散後に地方公共団体が当該資産の管理を継続する必要があるものの、当該資産の関係者が多数に上る等の事情により当該債務者が破産手続により清算とした場合には当該資産の地方公共団体への円滑な移管に支障があるとき等が該当するものであること。なお、この場合において、破産手続又は特別清算手続によることとした場合に当該資産の円滑な移管に支障がある（破産手続又は特別清算手続によらないで清算する必要がある）かどうかについては、同条第1項第3号イに規定する確認適格者の確認事項に含まれるものであること。

(ニ) 省令附則第2条の7第3項第4号ロに規定する債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合とは、会社法（平成17年法律第86号）第565条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第155条第1項に規定する債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合と同様の意義であること。

ニ 地財法第33条の5の7第1項第4号に規定する再生手続その他の総務省令で定める手続として省令附則第2条の8第1項各号に掲げる手続が規定されているが、同項第3号（特定調停手続）及び第4号に掲げる手続による場合には次の事項に留意する必要があること。

(イ) 省令附則第2条の8第1項第3号に規定する手続（特定調停手続）は、事業の再生を行う法人に係る資産及び負債について、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続及び企業再生支援機構の実務運用標準において用いられる資産評定のための評価基準と実質的に同じ基準によって評価を行うことが必要であること。

(ロ) 省令附則第2条の8第1項第4号に規定する手続は、一般に公表された債務処理のための準則として、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続及び企業再生支援機構の実務運用標準が該当するものであること。

(ハ) 省令附則第2条の8第2項第1号に規定する債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者は、当該手続で用いる私的整理に関するガイドライン、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順又は特定認証紛争解決手続のそれぞれの準則において確認を行うこととされている者が該当するものであること。

(4) その他の留意事項

地財法第33条の5の7第3項に規定する議会の議決は、通常、当該経費に係る予算の議決と同時とすることが考えられること。

2 第三セクター等改革推進債に係る償還年限は、第三セクター等改革推進債の対象となる事業の性質、第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に

応じ10年を超える償還年限を設定することができるものとする。

なお、資金については、原則として、民間等資金であること。

- 3 第三セクター等改革推進債に係る許可申請の方法等については、別途通知によらねたいこと。

【別紙 1 - 2】

地域活性化事業

1 地域活性化事業については、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産等の地域資源や域内での資金循環等を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を、分散自立・地産地消・低炭素型に転換し、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」の構築を目指す「緑の分権改革」の考え方の下、地方公共団体が行う地域の活性化を図るための事業を対象とし、以下に例示する。

(1) 循環型社会の形成

水、土地、森林の状態を維持し、豊かな自然環境を保全・再生するとともに、クリーンエネルギーの活用等により低炭素型社会を実現するために必要な基盤整備

イ 自然再生・地球温暖化対策事業

(イ) 藻場・干潟やビオトープ（生物の生息空間）、それらをつなぐ緑道等の形成・保全

(ロ) クリーンエネルギー（太陽光、バイオマス等）を活用した施設の整備や高効率照明機器の整備

なお、建物整備事業と一体として行われる事業については、当該建物整備事業に係るそれぞれの事業債の対象とすること。

(ハ) 施設の省エネルギー改修

(ニ) 低公害車の導入

なお、一般廃棄物処理事業債の対象となる清掃運搬施設等、他の事業債の対象となるものについては、それぞれの事業債の対象とすること。

(ホ) 地域木材を利用した施設の整備

(ヘ) 都市緑化のための植樹、植栽等

ロ 国土保全対策事業

(イ) 地球環境保全の見地から保全・活用を図る森林の取得及び施設の整備

(ロ) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に定める市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域として定められた森林及び民有林の保安林（同法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号に掲げる目的を達成するために指定されているものに限る。）の取得

(ハ) 農地の持つ国土保全の機能を維持するための小規模農地等の整備

(ニ) 国土保全の見地から行う耕作放棄地、荒廃林地及び棚田の取得及び整備

(ホ) 都市住民に対し国土保全の重要性についての理解を深めることを目的とした交流施設（花畑、園地、体験農場等）、就農希望者等に対する研修施設及び農林産物の試験研究等の施設の整備

(ヘ) 景観保全の見地から行う水車小屋、井戸等の取得及び整備

(2) 自給型地域経済の創造

地域において生み出される安全で豊富な食料等の地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、自立した力強い地域経済を創り上げるための基盤整備

イ 地域資源活用事業

- (イ) ベンチャー支援、創業支援のための拠点支援施設、貸工場等の整備
- (ロ) 農林水産業や伝統的地場産業の活性化のための加工場、直販施設等の整備
- (ハ) 地域の観光資源を活用し、観光客の誘致等を図るための施設等の整備
- (ニ) 水質・土壌汚染対策等産学官共同研究施設や地域の資源を活用した先端科学技術の研究開発のための施設等の整備

ロ 地域情報通信基盤整備事業

- (イ) 公共施設等を接続するネットワークの整備（庁内LANを除く。）

なお、情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、地方公共団体が整備した伝送施設及び設備を当該地方公共団体以外の者に利用させることも差し支えないものとする（(ロ)において同じ。）。

- (ロ) 次のいずれかの地域に該当する市町村で実施する、デジタル加入者回線設備（簡易局舎の整備を伴うものに限る。）、衛星通信施設並びに公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用した加入者系光ファイバ網及び無線アクセス設備の整備
 - a 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域
 - b 辺地法第2条第1項に基づく地域
 - c 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づき指定された離島振興対策実施地域
 - d 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島
 - e 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
 - f 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
 - g 半島振興法第2条第1項に基づき指定された半島振興対策実施地域
 - h 豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定に基づき指定された豪雪地帯
 - i 山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する振興山村
 - j 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する地域
 - k 民間事業者による整備が見込めない地域
- (ハ) 行政情報等を提供するためのケーブルテレビの整備（行政情報を提供するために必要な部分に限る。）

(ニ) 地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業（受信点を新設する場合の移転を含む。）及びデジタル放送移行による難視聴を解消するため国庫補助事業により整備される辺地共聴施設の新設事業

なお、共聴組合のうち公共的団体が行うものに対する助成事業についても対象とするものであること。

(ホ) 地域衛星通信ネットワーク施設の整備

(ハ) 地域住民への研修や地域の情報発信等の拠点となる情報センター、地域情報化推進コーナー等の整備

(ト) 電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するための共同処理センターの整備

(3) 人材力の活性化

地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備

イ Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備

ロ 地場産業後継者の育成・支援施設等の整備

ハ NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備

(4) 地域の歴史文化資産の活用

個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備

イ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 182 条第 2 項の規定により指定された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）、同法第 27 条第 1 項等の規定により指定された重要文化財、国宝等（建造物等又は土地に限る。）、同法第 57 条第 1 項等の規定により登録された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）の取得、保存及び周辺整備

ロ 住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等

(5) いのちと生活を守る安心の確保

少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備

イ 公共施設等のバリアフリー化、タウンモビリティの整備等によるユニバーサルデザインによるまちづくり

ロ 子育てに関する相談・情報提供等を行う施設、学童保育施設、認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備

ハ リハビリテーション施設、看護師等養成所（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1

- 条で定めるものを除く。)等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備
- ニ 地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入
 - ホ 集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴って必要となる生活環境施設の整備

(6) 定住自立圏構想の推進

定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、基幹的施設やネットワーク形成に資する道路、交通、通信施設等であって、地域の自給力と創富力を広域的に高める観点から、圏域全体の生活機能等を確保するために必要不可欠なものの整備であって、次に掲げる要件のすべてを満たす事業を対象とする。

イ 中心市及び周辺市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するという観点から、原則として、次の政策分野に係る事業を対象とすること。

(イ) 生活機能の強化（医療、福祉、教育、土地利用及び産業振興分野における連携）

(ロ) 結びつきやネットワークの強化（地域公共交通、デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備、道路等の交通インフラの整備、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消、地域内外の住民との交流・移住促進等に係る分野における連携）

(ハ) 圏域マネジメント能力の強化（中心市等における人材の育成、中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保、圏域内市町村の職員等の交流等に係る分野における連携）

ロ 次に掲げる(イ)から(ハ)までの要件のすべてを満たすこと。

(イ) 住民の生活実態やニーズに対応して、真に必要な都市機能・生活機能であると認められること。

(ロ) 施設等を設置する市町村の住民に加えて、協定を締結した市町村の住民の利用にも供されるなど、中心市と周辺市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。

(ハ) 圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置であり、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。

(7) 合併の円滑化

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の下で平成22年4月1日以降に合併した市町村等が行う事業であって、次に掲げるイからハまでの要件のすべてを満たす事業を対象とする。

イ 平成22年4月1日以降に合併を行う合併市町村が実施する事業又は合併関係市町村等が連絡調整して一体的に行う事業であること。

ロ 合併市町村基本計画に基づき実施する事業であること。

ハ 合併の円滑化のために必要不可欠な事業として行う庁舎及び消防庁舎の統合・改修並び

に合併市町村相互間の電算システム及び防災行政無線等の統合整備等であること。

- (8) 国庫補助事業により整備される上記(1)イ(ロ)及び(ホ)、(6)（原則として、定住自立圏の推進の観点から優先採択等となった国庫補助事業であって、総事業費が1億円以上（医療分野及び交通分野においては総事業費1,000万円以上）のものに限る。）、(7)、並びに下記イからニまでの国庫補助事業により整備される(2)ロ(イ)から(ニ)までに相当する事業
- イ 情報通信格差是正事業費補助金による地域イントラネット基盤施設整備事業（平成21年度からの繰越事業に限る。）
- ロ 地域情報通信基盤整備推進交付金による事業（平成21年度からの繰越事業に限る。）
- ハ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業メニュー⑳（情報通信基盤施設）による事業（平成21年度までに採択された継続事業に限る。）
- ニ 無線システム普及支援事業費等補助金による辺地共聴施設の新設及び改造事業
- (9) 既存の施設を本事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、「地域再生基本方針」（平成17年4月22日閣議決定）に基づく地域再生計画に位置づけられた事業
- 2 建築基準法に定める建築物とおおむね一致する施設（いわゆる箱物）の整備事業については、各事業の目的を達成するために必要不可欠な施設を対象とするものであること。
- 3 料金収入等により、元利償還費の相当部分を負担することが適当と認められるものは、対象としないものであること。
- 4 本事業により取得、設置等された施設については、公の施設又は行政財産として適正に管理していくこと。

【別紙 1 - 3】

防災対策事業

地方公共団体が単独事業として行う、災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災基盤の整備事業（防災基盤整備事業）、避難拠点となる公共施設等の耐震化事業（公共施設等耐震化事業）及び自然災害を未然に防止するために行う事業（自然災害防止事業）を対象とするものであること。

1 防災基盤整備事業

我が国における災害態様は、地域における地理的、気象的条件や都市構造などの要因により、多種多様に及んでおり、また武力攻撃事態等からの国民の生命、身体及び財産の保護の重要性も増しているところである。これらに伴い、大規模な災害や武力攻撃により生じる災害が発生した場合における被害の軽減及び住民の安心安全確保に必要な地域の防災機能の向上が大きな課題となっている。

このため、地方公共団体が災害等に強い安心安全なまちづくりを推進する上で重点的に実施する必要のある防災基盤の整備を促進することとし、消防防災施設整備事業、消防広域化対策事業及び緊急消防援助隊施設整備事業をその対象とするものであること。

(1) 消防防災施設整備事業

イ 対象事業

消防防災施設の整備に関する事業で、当該事業が実施される都道府県又は市町村の地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には次のとおりである。

- (イ) 防災拠点施設
- (ロ) 防災資機材等備蓄施設
- (ハ) ヘリコプター離着陸場
 - a ヘリポート
 - b 飛行場外離着陸場
- (ニ) 非常用電源
- (ホ) 消防水利施設
 - a 防災井戸
 - b 耐震性貯水槽
 - c 防火水槽
- (ヘ) 初期消火資機材
 - a 小型動力ポンプ
 - b 小型動力ポンプ付積載車
 - c 小型動力ポンプ積載車
- (ト) 消防団に整備される施設

- a 指揮広報車
 - b 消防ポンプ自動車
 - c 消防団緊急伝達システム
 - d 消防団拠点施設
- (f) 消防本部又は消防署に整備される施設
- a 指揮車、電源車及び特殊災害対応自動車
 - b 消防ポンプ自動車（水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車を含む。）、はしご付消防ポンプ自動車（屈折はしご付消防ポンプ自動車を含む。）、救助工作車及び高規格救急自動車で、消防力の整備指針に基づきそれぞれの車両ごとに算定された数を超えて整備される施設。ただし、離島振興法第2条第1項に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第2条に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島を管轄する市町村が整備する施設にあっては、それぞれの車両ごとに算定された数に0.8を乗じて得た数（端数は切捨）を超えて整備される施設
- (g) 拠点避難地
- (h) 津波避難タワー
- (i) 避難路
- (k) 避難所において防災機能を強化するための施設
- (r) 防災情報通信施設
- a 防災行政無線（全国瞬時警報システム（J-ALERT）を含む。）
 - b 消防通信・指令施設
 - c 防災情報システム
 - d 震度情報ネットワークシステム等
- (s) 災害時要援護者緊急通報システム
- ロ 対象事業のうち特に推進すべき事業
- 上記イに規定する事業のうち、(ハ)（消防団に整備される施設に限る。）、(ト)、(チ)のb（高規格救急自動車以外の救急自動車を、救急救命士により運用する高規格救急自動車に更新整備する場合に限る。）、(リ)のa（デジタル方式で整備する施設及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）に限る。）、(リ)のb（消防救急デジタル無線で原則都道府県域を1ブロックとして整備するもの及び高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防の広域化に伴い整備するものに限る。）、及び(リ)のd（震度計は、気象庁等設置分に近接しているものを除く。）については、特に推進すべき事業とする。
- (2) 消防広域化対策事業
- 市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織

等の訓練研修施設等の整備

(3) 緊急消防援助隊施設整備事業

消防組織法第 45 条第 2 項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき整備される緊急消防援助隊の編成に必要な施設の整備

2 公共施設等耐震化事業

大規模地震等災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化事業であり、具体的な対象事業等は次のとおりであること。

(1) 次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設を対象とする。

イ 地域防災計画上の避難所とされている学校、幼稚園、保育所等の公共施設及び公用施設

ロ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む。）

ハ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）等

(2) 建築物については、原則として、非木造の 2 階以上又は延床面積 200 m²超の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものを対象とする。

(3) 耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改築は対象としない。

(4) 地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難所（I s 値 0.3 未満）であって、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設の耐震改修事業については、特に推進すべき事業とする。

3 自然災害防止事業

地方公共団体が、災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独事業として行う治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、ため池、小規模山地崩壊、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、道路防災、地盤沈下対策その他豪雪地域市町村が実施する関連防雪施設（雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設、なだれ防止施設等をいう。）に係る事業（市町村への補助金及び都道府県事業への負担金を含む。）

【別紙 1 - 4】

地方道路等整備事業

1 地方道路等整備事業については、次に掲げる区分により、地方公共団体が単独事業として行う一般国道（活力創出基盤整備総合交付金事業（従前の地域活力基盤創造交付金事業見合い分に限る。）に係る事業に限る。）、都道府県道、市町村道、農道及び林道の整備事業を対象とするものであること。

(1) 通常事業分

起債対象事業費は、道路事業における通常の実業量として算出した額及び(2)ハ以外の農道及び林道の整備事業

(2) 臨時事業分

イ 一般事業

ロ以下に該当する事業以外のもの（街路の整備事業を含む。）を対象とし、起債対象事業費については当該事業に係る事業費から1の通常の実業量として算定した額を控除した額とするものであること。

ロ 地方特定道路整備事業

地方特定道路整備計画に基づき地方公共団体が単独事業として行う一般国道（活力創出基盤整備総合交付金事業（従前の地域活力基盤創造交付金事業見合い分に限る。）に係る事業に限る。）の改良事業、都道府県道又は市町村道の新設又は改良事業（街路の新設又は改良事業を含む。）及びこれらの事業と一体的に整備する必要のある施設の整備事業

ハ ふるさと農道・林道緊急整備事業

ふるさと農道緊急整備計画及びふるさと林道緊急整備計画に基づき地方公共団体が単独事業として実施する農道及び林道の開設、改良事業

2 1(1)の通常事業分及び(2)イの一般事業は次のとおり取扱うこと。

(1) 控除財源には活力創出基盤整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。）(10/10)を含むものであること。

(2) 1(1)の通常の実業量は、平成 21 年度の標準財政規模に、2%を乗じて得た額とするものであること。

ただし、都道府県道については前年度、市町村道については過去3カ年度平均の単独道路・街路事業の決算額に占める一般財源の額（地方特定道路整備事業、ふるさと農道・林道緊急整備事業及び復興特別事業に投入した一般財源、臨時事業分（一般事業）及び旧臨時地方道整備事業（一般分）充当残、半島振興道路整備事業、地域活性化事業、旧地域総合整備事業、旧市町村合併特例事業、旧市町村合併推進事業及び防災対策事業のうち道路事業に投入した一般財源、供用済土地の取得事業のうち道路事業に投入した一般財源並びに決算統計上税等振替した交付金（10/10）相当額は含まないものであること。）及び通常の実業量部分に充当した起債額を通常の実業量とすることとして差し支えないこと。

(3) 対象事業には、平成 22 年度において単独事業として実施する道路、農道及び林道の事業のうち地方特定道路整備事業、ふるさと農道・林道緊急整備事業、復興特別事業、半島復興道路整備事業、地域活性化事業、旧市町村合併特例事業、旧市町村合併推進事業及び防災対策事業の対象事業は含まないものであること。また、供用済の道路の土地取得に係る経費は含まないものであること。

(4) 平成 22 年度の単独事業として実施する道路事業費総額には、活力創出基盤整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。）を財源として実施する事業（以下「交付金による事業」という。）及び交付金による事業と合わせて実施する地方費による事業（以下「地方費による事業」という。）を含むものであること。

この場合、交付金による事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）が適用されるが、地方費による事業については適用されないため、交付金による事業と地方費による事業の対象箇所を明確に区分しておく必要があり、地方費による事業が通常事業分及び臨時事業分（一般事業）の対象となるものであること。

(5) 交付金による事業を実施するために直接必要となる事務的経費については、単独事業として、地方費による事業の対象とすること。

3 地方特定道路整備事業は次のとおり取扱うこと。

(1) 地方特定道路整備事業は、地域が緊急に対応しなければならない課題に因應するため、早急に整備する必要がある特定の道路の区間について、国庫補助事業（活力創出基盤整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。）を含む。）に単独事業を効果的に組み合わせて整備を行うものであり、地方特定道路整備計画に基づき地方公共団体が単独事業として行う一般国道（活力創出基盤整備総合交付金事業（従前の地域活力基盤創造交付金事業見合い分に限る。）に係る事業に限る。）の改良事業、都道府県道又は市町村道の新設又は改良事業（街路の新設又は改良事業を含む。）及びこれらの事業と一体的に整備する必要のある施設の整備事業（都道府県事業に係る市町村負担金を含む。）が対象となるものであること。

この場合、国庫補助事業については、適正化法が適用されるが、単独事業については適用されないため、国庫補助事業と単独事業は対象箇所を明確に区分しておく必要があること。

(2) 原則として、交付金による事業及び地方費による事業と効果的に組み合わせて行う単独事業のうち、効果的に組み合わせて行う単独事業については、地方特定道路整備事業の対象となるものであり、地方費による事業は、通常事業分及び臨時事業分（一般事業）の対象となるものであるが、交付金による事業、地方費による事業及び効果的に組み合わせて行う単独事業は、それぞれ対象箇所を明確に区分しておく必要があること。

なお、交付金が充当されている事業とは連続しない箇所で行われる事業であって、交付金が全く充当されていない事業（交付金による事業：地方費による事業＝0：10 の場合）は、地方特定道路整備事業の対象となるものであること。

- 4 ふるさと農道・林道緊急整備事業は、農山村地域の振興と定住環境の改善に資するため、早急に整備する必要がある農道及び林道について、国庫補助事業と単独事業を効果的に推進していく事業であり、ふるさと農道緊急整備計画及びふるさと林道緊急整備計画に基づき地方公共団体が単独事業として実施する農道及び林道の開設、改良事業が対象となること。
- 5 既設道路の道路標識、防護柵等の交通安全施設は、一般単独事業（一般事業）の対象となるものであって、地方道路等整備事業の対象ではないこと。

【別紙 1 - 5】

退職手当債

1 普通会計退職手当債

(1) 退職手当債の対象職員

条例により退職手当が支給される職員のうち特別職（教育委員である教育長を含む。）を除いた職員で普通会計に属する職員

(2) 退職手当債の発行可能額について

発行可能額は、地財法第 33 条の 5 の 5 及び省令附則第 2 条の規定によるが、具体的には、次のイ又はロのいずれか多い額とされていること。

なお、退職手当組合に加入している地方公共団体については、上記より算定した額が当該年度に組合に対して支払う負担金を超える場合においては、当該負担金の額が発行可能額となるものであること。

イ 当該年度において退職する職員に対して支給すべき退職手当の額の合計額から、当該年度の前年度に当該地方公共団体の職員に対して支払った給料の総額に 100 分の 12 を乗じて得た額を控除した額

ロ 勸奨等により退職する職員であってそれらの者の退職により当該地方公共団体の職員の総数が将来にわたり純減すると認められるものに係る退職手当の額の合計額

なお、ロの「当該地方公共団体の職員の総数が将来にわたり純減すると認められるもの」とは、平成 22 年 4 月 1 日における対象職員に係る条例定数と平成 23 年 4 月 1 日における条例定数（見込み）による減数と同期間における実減数のいずれか少ない人数とすること。

(3) 退職手当債の許可について

退職手当債の許可手続に当たっては、定員管理・給与適正化計画の策定及び提出が必要であり、詳細については別途通知するものであること。

許可される額については、同意等基準の第五の一の 1 の規定によるが、具体的には、次のとおりの取扱いとすること。

イ 原則として、定員管理・給与適正化計画における平成 22 年度に実施した普通会計に属する職員数の純減（平成 22 年度職員数－平成 23 年度職員数）による人件費の削減額を償還財源に充てることとすること。

なお、新陳代謝による人件費の削減効果も、合理的と考えられる範囲内において、償還財源に加算することができるものであること。

ロ 当該人件費については、対象職員の「給料、交付税算入職員手当等（退職手当、特殊勤務手当を除く）及び共済費」の平均によることを基本とし、国家公務員の水準を超えるものは国家公務員の水準に修正した額とすること。

なお、それ以外の合理的と考えられる根拠がある場合には、それによることも差し支えないものであること。

ハ 対象職員数の純減に係る人件費の削減効果は、原則として 10 年間程度の間の合計額とすることとしていること。それ以外の合理的と考えられる根拠がある場合には、それによっても差し支えないものであること。

なお、当該計算に当たっては、給与改定は考慮しないこと。

2 公営企業退職手当債

(1) 退職手当債の対象職員

地方公営企業の管理者及び一般職に属する職員

(2) 退職手当債の発行可能額について

イ 退職手当債については、次の各号のいずれかの要件を満たす退職職員に支給する退職手当で、国家公務員等退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の規定による退職手当に相当するものを対象とする。

(イ) 条例の改正により定数の削減が確実に見込まれ、職員数の実質的な減少が将来にわたり確保されるとともに、職員の退職により当該公営企業の人件費の比率及び業務量に対する職員数の比率が実質的に低下し、経営の健全化が促進される場合。

この場合は、旧条例と新条例との定数の差と、実質的に減少した職員数とのいずれか少ない数までを対象とするものであること。

(ロ) 退職手当条例の改正による退職手当支給率の引下げ等に伴い、原則として過去 10 年間における平均退職者数（退職手当債の対象となる勸奨等退職者）の 1.3 倍以上の退職者があった場合。

この場合、平均退職者数（退職手当債の対象となる勸奨等退職者）を超える退職者のうち、勸奨退職者についてのみ対象とするものであること。

ロ 退職手当債の額は、償還財源の確保を前提とし、原則として、個々の退職職員につき当該地方公共団体の退職手当の支給に関する条例並びに地方公営企業の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業職員の給与に関する管理規程の規定により算出された額の合計額に相当する額を基礎とし、国家公務員の退職手当支給率により算定された額を超える場合は、当該額の範囲内の額を基準とするものであること。

なお、退職給与引当金を計上している地方公営企業にあつては、退職給与引当金相当額（退職手当債の対象にならない退職手当の支払いに充てる額を除く。）を控除するものであること。

ハ 退職手当組合に加入している地方公共団体については、上記諸点を検討のうえ、当該組合が支給する退職手当のうち、普通退職手当の額に相当する額を超える額（特別負担金相当額）を退職手当債の対象とするものであること。

(3) 退職手当債の許可について

イ 地財法第 33 条の 8 第 2 項の規定に基づく定員管理・給与適正化計画及びその他の提出書類の様式等退職手当債の申請方法等に係る具体的な取扱いについては、別途通知するところによること。

ロ 退職手当債の資金は、地財法第 33 条の 8 第 3 項の規定に関わらず、全額民間等資金をもって充てるものとし、償還期間は 5 年を超えない範囲とするものであること。

(4) 病院事業に係る公営企業退職手当債の特例について

イ 病院事業に係る公営企業退職手当債の発行可能額については、医療法、診療報酬等により医師数等が規定されていることなどから、上記(2)イによらず、次のとおりの取扱いとし、償還財源が確保されると認められる範囲内とするものであること。

(イ) 原則として、定員管理・給与適正化計画における平成 22 年度に実施した公営企業会計に属する職員数の純減（平成 22 年度職員数－平成 23 年度職員数であり、条例定数の削減による定数減を含む。）による人件費（地方公営企業決算状況調査において調査の対象としている「職員給与費」から退職手当及び特殊勤務手当を除いたものをいう。以下同じ。）の削減額を償還財源とするほか、いわゆる新陳代謝による人件費の削減効果も、合理的と認められる範囲内において、償還財源に加算することができるものであること。

(ロ) イの償還財源の算定に当たっては、職員数の純減に係る退職職員の人件費の平均（新陳代謝に係る削減額は退職職員の人件費平均から、新規採用職員の人件費平均を差し引いた額とする。いずれの場合も、国家公務員の水準を超えるものは国家公務員の水準に修正した額とする。）によることを基本とするものであること。

この場合の人件費の削減効果は、発行する退職手当債の償還期間内の合計額とすることとしていること。

なお、当該計算に当たっては、給与改定は考慮しないこと。

(ハ) 経営の効率化・合理化による経営健全化により、将来にわたり償還財源が確実に確保できると認められる場合には、その範囲の額も償還財源に加算することができるものとする。

ロ 償還期間については、医療提供体制の抜本的な見直しに伴い、事業の規模に比して退職手当債の発行予定額が著しく多大となる場合は、必要に応じ別に取り扱うことができるものとする。

【別紙 2】

庁舎建設事業費の標準的な事業費について

1 庁舎の標準的な事業費は、次に定める標準面積及び標準単価に基づき算定した額に、2の付帯施設及び外構等工事費に係る額を加算した額の範囲内とされたいこと。

イ 庁舎の標準面積は、次に掲げる施設の区分に応じそれぞれに定めるところにより算定した面積を合算した面積であること。

(イ) 事務室（応接室を含む。）については、4.5 m²に換算職員数（常勤職員の現在数（ハ）の適用を受ける場合にあってはその適用に係る職員数をいい、いずれも事務室内に定位置を持たない者を含まない。以下同じ。）を次表に定める換算率により補正したものをいう。）を乗じて得た面積とすること。

区分	特別 三役 職	部長 次長 級	課長 級	課長 補佐 級	係長	一般 職員
都道府県、指定都市及び人口 50 万人以上の市	25	12	5	2		1.7 1
人口 5 万人以上 50 万人未満の市町村	20	9	5	2		1.7 1
人口 5 万人未満の市町村	12		2.5	1.8		1.7 1

（注）一般職員の欄の「1.7」は、製図者に係る換算率である。

(ロ) 倉庫については、(イ) の面積の 13%に相当する面積とすること。

(ハ) 会議室等（会議室、電話交換室、便所、洗面所その他の諸室をいう。）については 7.0 m²に常勤職員の現在数を乗じて得た面積（その面積が 350 m²未満であるときは、350 m²）とすること。

(ニ) 玄関等（玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分をいう。）については、(イ) から (ハ) までの面積を合算した面積の 40%に相当する面積とすること。ただし、当該面積が実情と相違する場合においては、必要に応じ、(イ) から (ハ) までの面積を合算した面積の 10%に相当する面積の範囲内で増加することができるものであること。

(ホ) 車庫については、自動車（本庁において直接使用する自動車に限る。）1台につき 25 m²（地下車庫にあっては、50 m²）とすること。

(ヘ) 議事堂（議場、委員会室及び議員控室をいう。）については、議員定数に都道府県及び指定都市にあっては 50 m²を、市町村にあっては 35 m²をそれぞれ乗じて得た面積とすること。

ロ イの標準面積の算定の基礎となる職員数には、企業会計に属する職員は含まないものであること。ただし、同一庁舎に地方公営企業に属する職員が同居する場合で、当該職員の定数が 20 人以内、かつ、当該定数が一般会計に属する職員の数 の 10% 以内である場合には、この限りでない。

ハ 次に掲げる場合に該当するときは、庁舎完成から 3 年後の職員数をもってイの標準面積の算定の基礎となる職員数とすることができるものであること。

(イ) 市町村合併計画の具体化、広域行政処理体制の具体化等により、職員数の増加が見込まれること。

(ロ) 支所、出張所等の統廃合をする計画があり、これによる庁舎収容職員数の増加が見込まれること。

(ハ) 大規模な住宅団地の建設等に伴う人口増加により、職員数の増加が見込まれること。

ニ 庁舎の増改築を行う場合の標準面積は、イの標準面積から現有面積（当該増改築に係らない施設部分の面積をいう。）を控除した面積とするが、増改築に係らない施設のうちに使用に耐えない老朽建物その他これに類する建物がある場合には、その面積を現有面積から控除することができるものであること。

ホ 庁舎(庁舎と別に建設する倉庫又は車庫を含む。)の 1 m²当たりの標準単価は、次に掲げる建物の区分に応じそれぞれに定める額とすること。ただし、基地対策に係る庁舎（庁舎と別に建設する倉庫又は車庫を除く。）にあつては、この単価の 1.2 倍に相当する額までの範囲内で標準単価を増額することができるものであること。

(イ) 鉄筋コンクリート造 4 階建以下 165,700 円

(ロ) 鉄筋コンクリート造 5・6 階建 177,600 円

(ハ) 鉄筋コンクリート造 7 階建以上 200,500 円

ヘ ホによる標準単価が実情と相違する場合においては、必要に応じ、当該単価の 1.1 倍（北海道内の地域にあつては 1.15 倍、沖縄県内の地域にあつては 1.16 倍）に相当する額までの範囲内で標準単価を増額することができるものであること。

2 付帯施設及び外構等工事費（門、さく、へい、造園、修景、その他これらに準ずるものの工事に要する経費をいう。）については、適正必要額を対象とされたいこと。